



第2期 子ども・ 子育て支援事業計画

地域で支え合う・生き生き子育てのまち たつの



令和2年3月

たつの市

はじめに

少子高齢化と人口減少が本格化する中、「平成」から「令和」へと新たな時代が幕を開けました。

たつの市では、地域の活力を維持するために、市民、行政、関係団体、企業等が互いに連携し、将来にわたって住んでよかった、住み続けたいと快適さを実感できるまちづくりに取り組んでいるところでございます。



さて、子ども・子育て家庭を取り巻く環境は、地域の人間関係の希薄化や女性の就業率の高まりとともに、特に母親の子育ての孤立感や負担感が増しており、子育て家庭を社会全体で支える地域づくりが求められています。

また、2012年（平成24年）8月に公布された「子ども・子育て支援法」では、保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的な認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとされております。

本市におきましては、2015年（平成27年）3月に、第1期たつの市子ども・子育て支援事業計画を策定し、認定こども園の整備や妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制の構築に向けて、子育て応援センターすくすく・母子健康支援センターはつらつの設置を行ってまいりました。

このたび策定いたしました第2期計画では、前期計画の基本理念「地域で支え合う・生き生き子育てのまち たつの」を継承し、「子育てするならたつの市」と思っていただけのように、市民の皆様や関係機関・団体とより一層連携を深め、計画の着実な推進を図ってまいります。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、貴重なご意見・ご提言を賜りました、たつの市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

2020年（令和2年）3月

たつの市長 山 本 実

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向	2
3 計画の性格と位置づけ	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	4
第2章 子ども・子育てを取り巻くたつの市の現状と課題	5
1 人口等の動向	5
2 教育・保育施設における児童数の推移	10
3 アンケート調査結果からみられる現状	12
4 第1期計画の評価	20
第3章 計画の基本的な考え方	22
1 基本理念	22
2 基本的な視点	22
3 基本目標	24
4 施策の体系	25
第4章 施策の展開	26
基本目標1 家庭を基本とした子どもの心身の健やかな成長	26
〔施策の方向1〕子どもと親の健康保持及び増進	26
〔施策の方向2〕ワーク・ライフ・バランスの実現	29
基本目標2 すべての子育て家庭を支援する地域づくり	30
〔施策の方向1〕子育て支援サービスの充実	30
〔施策の方向2〕子育て家庭への経済的支援の充実	33

基本目標 3 子どもが心豊かに成長できる教育の充実	35
〔施策の方向 1〕子どもの成長を支える教育の充実	35
〔施策の方向 2〕家庭や地域の教育力の向上	37
基本目標 4 安心して子育てができる生活環境の整備	40
〔施策の方向 1〕子育てを支援する生活環境の整備	40
〔施策の方向 2〕地域で取り組む子どもの安全の確保	41
第 5 章 子ども・子育て支援事業の推進	43
1 教育・保育提供区域の設定	43
2 「量の見込み」と「確保方策」を検討する項目	43
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の整備	44
〔1〕量の見込みの設定について	44
〔2〕教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策	45
〔3〕地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	47
第 6 章 計画の推進に向けて	60
1 計画の進捗管理	60
2 計画推進に向けた関係機関の役割	60
資料編	61

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などに伴い、子ども同士の交流の機会が減少することで子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな育ちへの影響が懸念されるとともに、子育ての孤立化により、育児への不安感や負担感が増大しています。また、女性の社会進出の拡大により保育ニーズが多様化するなど子育てを社会全体で支えていくことが必要となっています。

このような状況を打開するため、国においては、2012年（平成24年）8月に子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」）を成立、2015年度（平成27年度）から「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせるなど、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るためのさまざまな取組を推進しています。

新制度においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を推進することとされ、具体的には、認定こども園の普及、小規模保育や家庭的保育、放課後児童クラブの充実などに取り組むこととなっています。

本市では、教育・保育や子育て支援の多様なニーズに応え、妊娠・出産期から子育て期に至るまでの子ども・子育て家庭への切れ目のない支援を総合的、計画的に推進するため、子ども・子育て支援法に基づき、2015年（平成27年）3月に、5年を計画期間とする「たつの市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」）を策定しました。

第1期計画では、子育て家庭の保育ニーズに対応するための教育・保育施設の整備をはじめ、保護者が子育てへの不安を感じることがないように、地域での相談体制や親子が交流できる機会の充実を図るなど、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができるまちづくりを目指して、さまざまな取組を進めてきました。

第1期計画が2019年度（令和元年度）末をもって終了することから、第1期計画での成果と課題、子育て家庭のニーズなどを踏まえ、「第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」）を策定します。

2 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向

わが国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じる「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が2019年（令和元年）10月1日に施行されました。

【子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要】

1 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

2 子育てのための施設等利用給付の創設

（1）対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、支給要件を満たした子供が対象施設等を利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の認可を受けた者を対象とする。

②支給要件

- ・3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子供
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

（2）費用負担

本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1

【参考】国における子ども・子育て支援をめぐる最近の動き

- ◎「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の施行（平成26年4月23日）
 - ・ひとり親家庭への支援を拡充、子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む法改正
- ◎「子育て安心プラン」（平成29年6月22日）
 - ・令和元年度末までに待機児童を解消（遅くとも令和2年度末までに全国の待機児童を解消）
 - ・令和4年度末までに女性の就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿の整備等を推進
- ◎「児童福祉法」の改正（平成28年、平成29年）
 - ・理念規定の改正
 - ・家庭養育の実現と永続的解決（パーマネンシー保障）、施設の抜本的改革、児童相談所と一時保護所の改革、中核市・特別区における児童相談所設置支援、市区町村の子ども家庭支援体制構築への支援策などを規定
- ◎子ども・子育て支援法第60条に定める「基本指針」の改正（令和元年6月）
 - ・幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備
 - ・外国につながる幼児への支援・配慮
 - ・児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し
 - ・新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記

3 計画の性格と位置づけ

〔1〕法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として位置づけられます。

すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、幼児教育・保育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

〔2〕上位・関連計画における位置づけ

本計画は、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

本市のまちづくりの最上位計画である「第2次たつの市総合計画」におけるまちの将来像「みんなで創る快適実感都市「たつの」」の実現に向けて、子育て支援策を推進するための計画に位置づけられるとともに、第2期たつの市地域福祉計画、たつの市第3次障害者計画・第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画、たつの市健康増進計画・食育推進計画（第3次）など、市の他の計画との整合を図ります。

4 計画の期間

本計画は、2020年度（令和2年度）を初年度として、2024年度（令和6年度）までの5年間の計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において見直しを行います。

2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
第2期 たつの市 子ども・子育て支援事業計画									
		中間 見直し		見直し 年度	第3期 たつの市 子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

〔1〕市民ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て家庭の実態を把握するため「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

＜調査対象＞ たつの市在住の就学前児童の保護者 1,000人

たつの市在住の小学校1～3年生の保護者 1,000人

＜調査期間＞ 2019年（平成31年）1月16日～2019年（平成31年）1月25日

＜調査方法＞ 市内の保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校、子育てつどいの広場等を通じた配布・回収

＜回収状況＞

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童または小学生のいる保護者	2,000通	1,810通	90.5%

〔2〕子ども・子育て会議の設置

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「たつの市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

〔3〕パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く市民の意見を募り、計画へ反映するため、パブリックコメントを実施しました。

＜実施期間＞ 2020年（令和2年）1月14日～2020年（令和2年）2月4日

＜実施方法＞ 市ホームページ、児童福祉課・各総合支所等での公表

第2章 子ども・子育てを取り巻くたつの市の現状と課題

1 人口等の動向

〔1〕人口の推移

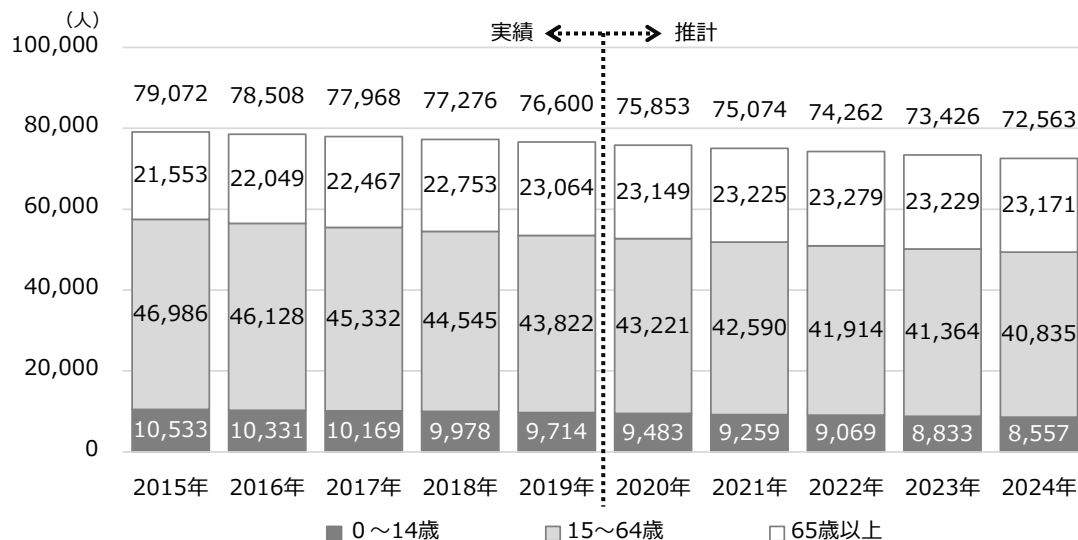
● 総人口の推移 ●

本市の人口推移と推計をみると、総人口では2015年（平成27年）の79,072人から、第1期計画の最終年度である2019年（令和元年）では76,600人と、約2,500人減少しています。

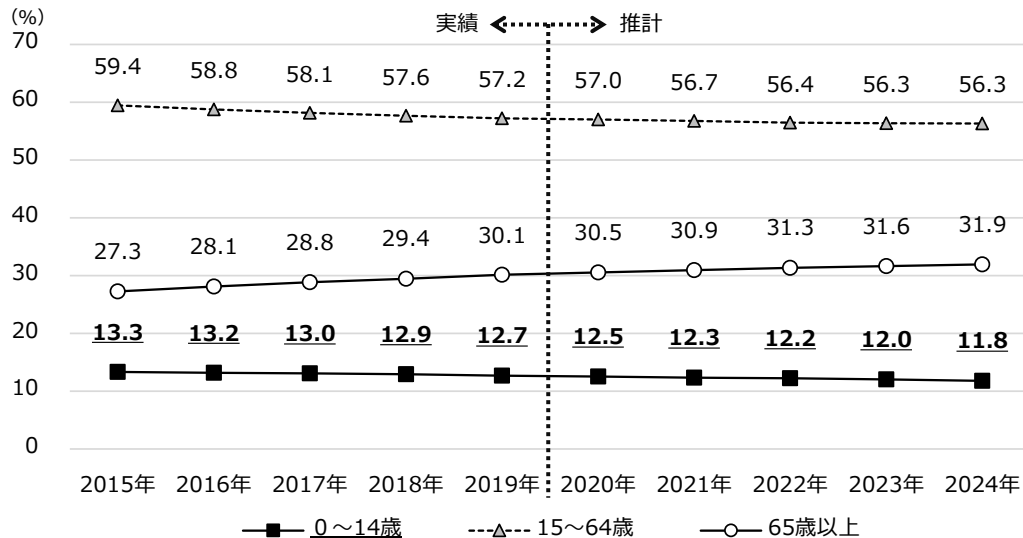
2020年（令和2年）以降の推計人口でも、年々減少していくと推測され、本計画の最終年度である2024年（令和6年）には72,563人と、約4,000人の減少が推測されます。

また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、0～14歳・15～64歳の人口割合がゆるやかに減少しているのに対し、65歳以上の人口割合が増加しており、少子高齢化が進行しています。

<年齢3区分別人口数の推移>



<年齢3区分別人口割合の推移>



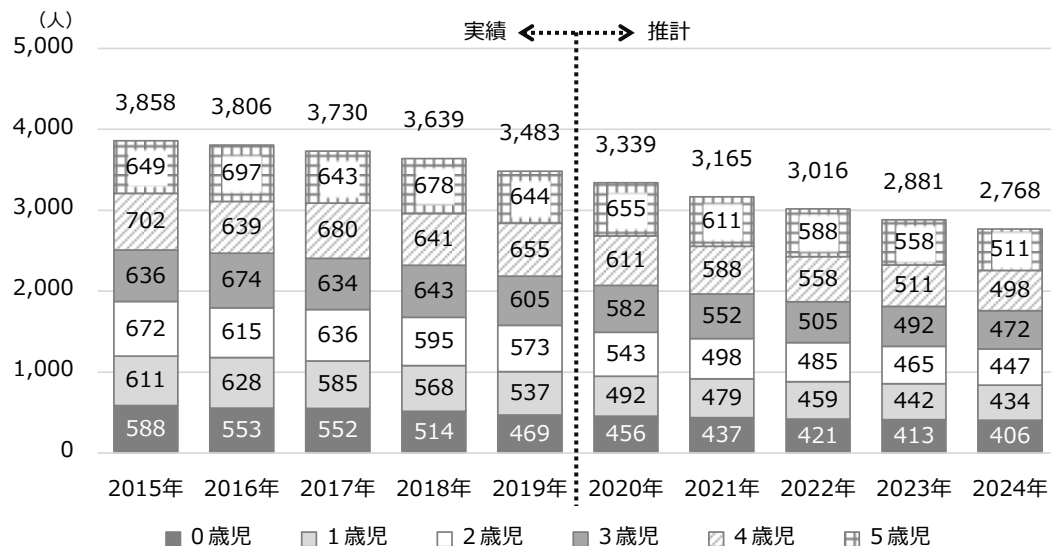
資料：（実績）住民基本台帳（各年3月31日現在）／（推計）コーホート変化率法により推計

● 子どもの人口の推移 ●

0歳から5歳の子どもの人口は、総人口の推移と同様に2015年（平成27年）以降減少しており、第1期計画の最終年度である2019年（令和元年）では3,483人となっています。減少割合をみると、総人口では約2,500人（総人口の約3%）の減少であったのに対し、子どもの人数では375人（約10%）の減少となっており、少子高齢化が進んでいることが分かります。

2020年（令和2年）以降の推計人口でも、年々減少していくと推測され、本計画の最終年度である2024年（令和6年）には2,768人と、約700人の減少が推測されます。

<年齢3区分別人口数の推移>



資料：（実績）住民基本台帳（各年3月31日現在）／（推計）コーホート変化率法により推計

コーホート変化率法とは？！

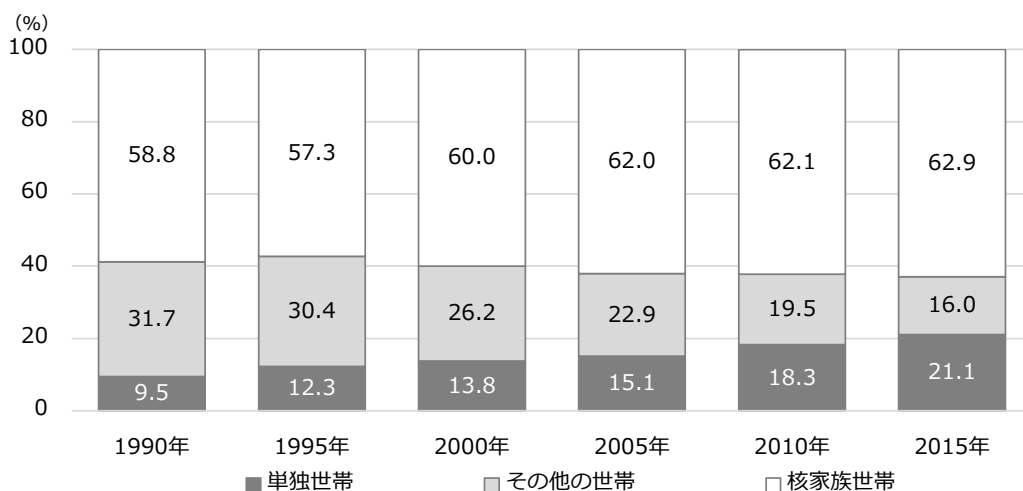
各コーホート（同年または同期間）の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。たつの市においては1歳階級別人口で行った。なお、0歳の人口推計については、実績人口より婦人子ども比（出産可能年齢の女性の総人口に対する0歳の人口の比率）と男女児性比（0歳の男女数の比率）を求め、その比率が一定であると仮定して推計を行った。

〔2〕世帯構成の状況

● 世帯構成の推移 ●

世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も高く、近年では6割程度で横ばい傾向となっています。また、単独世帯の占める割合は年々増加しており、1990年（平成2年）の9.5%から、2015年（平成27年）には21.1%と、25年間で2倍以上となっています。

＜世帯構成の推移＞

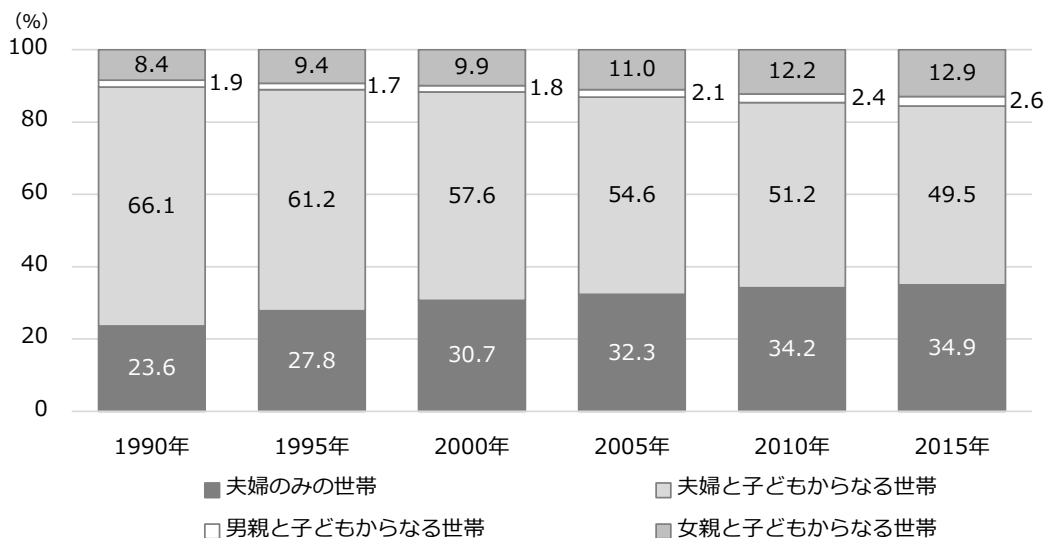


資料：国勢調査

● 核家族世帯の内訳の推移 ●

核家族世帯の内訳をみると、夫婦のみの世帯（子どものいない世帯）の占める割合が増加しています。また、子どものいる世帯でも、女親と子どもからなる世帯と男親と子どもからなる世帯のひとり親世帯が年々増加しています。

＜世帯構成の推移＞



資料：国勢調査

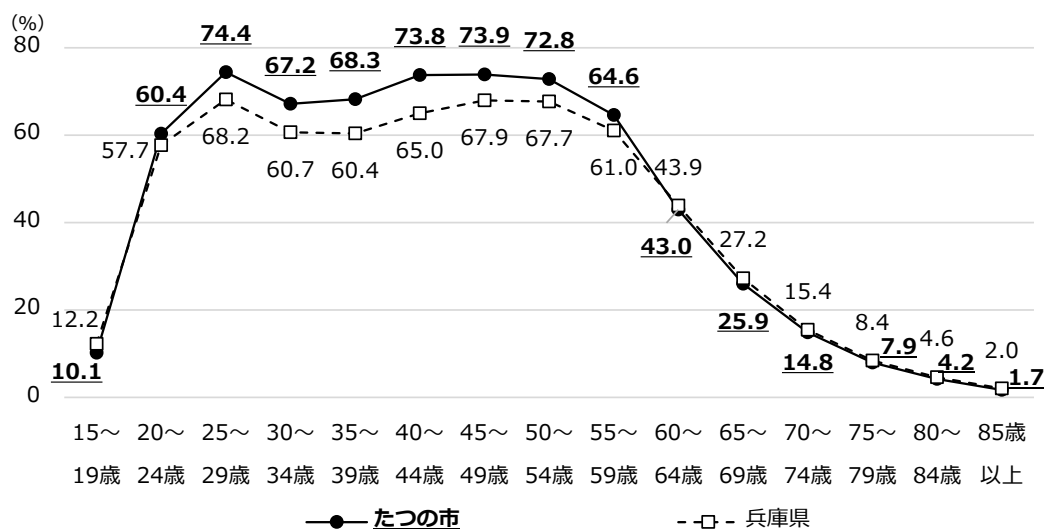
〔3〕就労環境

● 女性の年齢階層別労働力率 ●

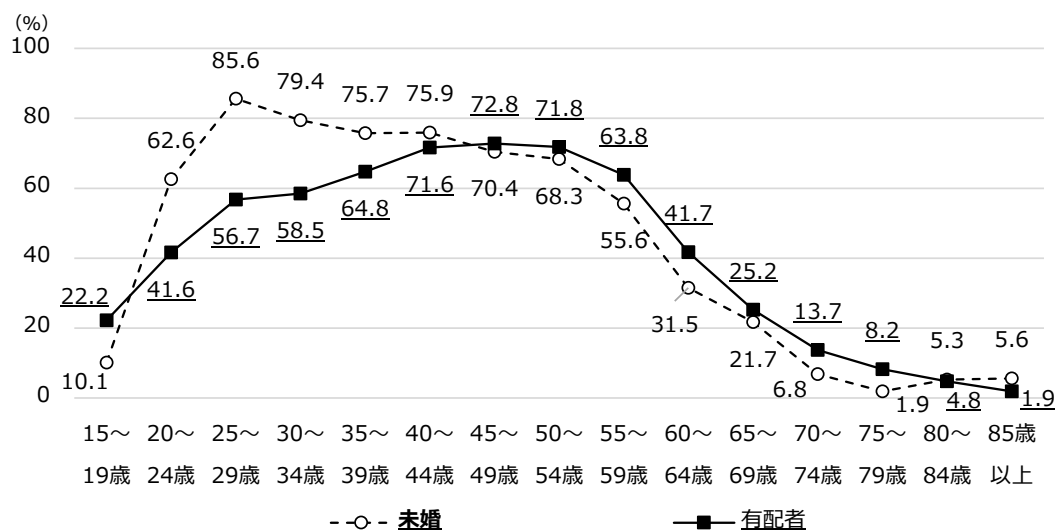
女性の年齢階層別労働力率は、30～39歳の出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。県と比較をすると、20～50歳代の就業率が高くなっています。

また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、既婚に比べて未婚の20～30歳代において、労働力率の差が開いており、特に、25～29歳では約30ポイントの差となっています。

＜女性の年齢階層別労働力率＞



＜女性の未婚・既婚別年齢階層別労働力率＞

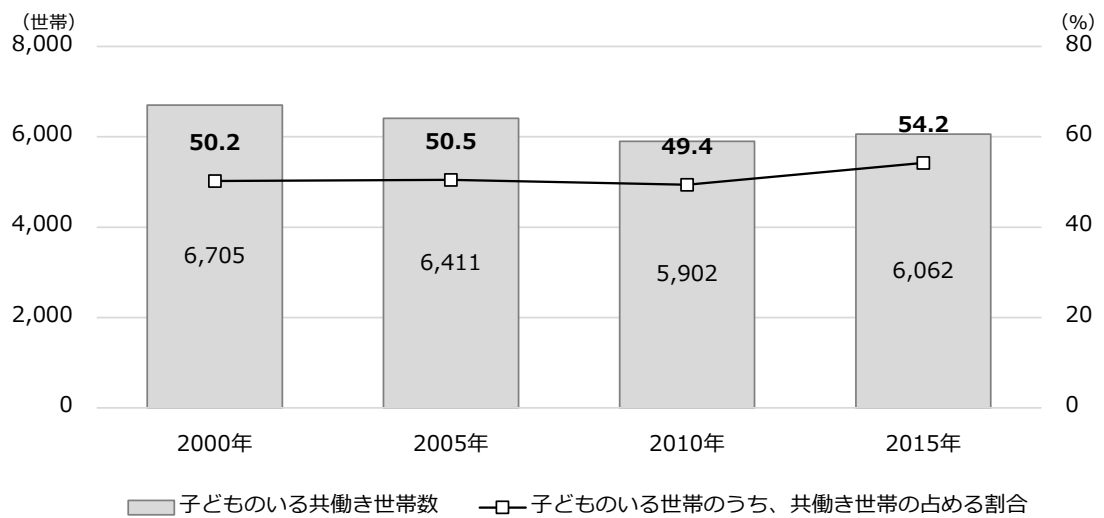


● 共働き世帯の状況 ●

共働き世帯の状況をみると、子どもの減少に伴い、子どものいる共働き世帯数は減少傾向となっていたものの、2015年（平成27年）には6,062世帯と、やや増加しています。

また、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は、2000年（平成12年）以降横ばいとなっていたものの、2015年（平成27年）には54.2%と上昇しており、子どものいる世帯の半数以上が共働き世帯となっていることがわかります。

＜共働き世帯の状況＞



資料：国勢調査

2 教育・保育施設における児童数の推移

〔1〕保育所（園）

保育所（園）の児童数は、2015年（平成27年）以降年々減少し、2019年（令和元年）には、12施設に742人となっています。

	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)
施設数（か所）	19	17	15	14	12
定員数（人）	1,270	1,100	960	900	760
入所児童数（人）	1,261	1,105	945	928	742
3歳未満	418	348	327	303	257
3歳	284	275	199	192	150
4歳以上	559	482	419	433	335
入所率（%）	99.3	100.5	98.4	103.1	97.6

資料：幼児教育課（各年4月1日現在）

〔2〕認定こども園

認定こども園の児童数は、2015年（平成27年）以降年々増加し、定員数に対する入園率も高く推移しています。2019年（令和元年）には、15施設に1,471人となっています。

	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)
施設数（か所）	7	9	11	12	15
定員数（人）	665	875	1,060	1,235	1,527
入園児童数（人）	649	936	1,116	1,195	1,471
3歳未満	199	253	305	284	338
3歳	146	225	240	297	350
4歳以上	304	458	571	614	783
入所率（%）	97.6	107.0	105.3	96.8	96.3

資料：幼児教育課（各年4月1日現在）

〔３〕幼稚園

幼稚園の児童数は、2015年（平成27年）以降年々減少し、2019年（令和元年）には、9施設に153人となっています。

	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)
施設数 (か所)	16	16	15	13	6
園児数 (人)	418	360	293	253	153
3歳児	6	2	1	0	0
4歳児	180	144	119	132	63
5歳児	232	214	173	121	90

資料：学校教育課「学校基本調査」（各年5月1日現在）

〔４〕小学校

小学校の児童数は、2015年（平成27年）以降年々減少し、少子化の傾向がみられます。2019年（令和元年）は前年より若干増加し、18小学校で4,116人の児童数となっています。

	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)
学校数 (校)	18	18	18	18	18
学級数 (学級)	205	201	207	209	209
児童数 (人)	4,356	4,214	4,177	4,108	4,116
1年生	732	654	705	654	678
2年生	698	734	658	706	648
3年生	667	692	732	660	701
4年生	717	670	695	731	657
5年生	740	721	661	698	732
6年生	802	743	726	659	700

資料：学校教育課「学校基本調査」（各年5月1日現在）

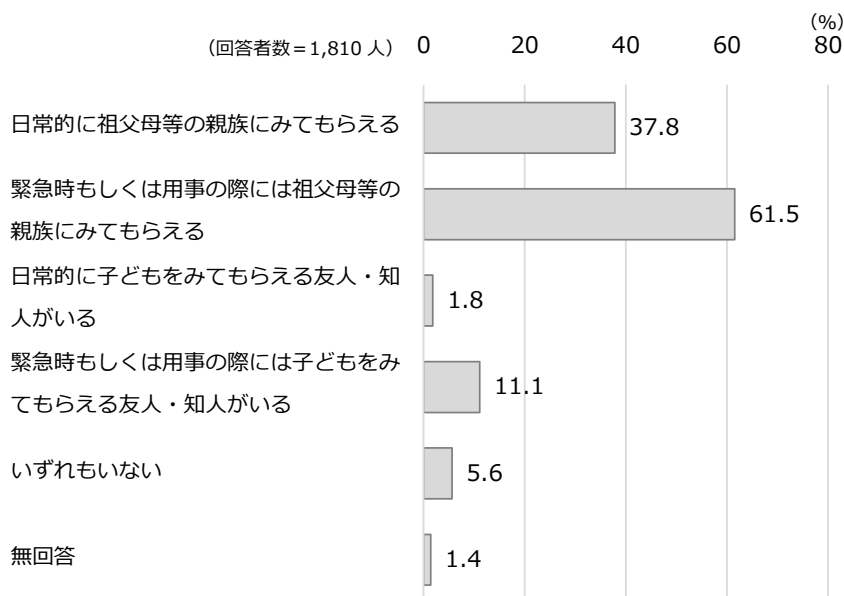
3 アンケート調査結果からみられる現状

〔1〕子どもと家族の状況について

● 日頃、子どもを見てくれる親族・知人の有無 ●

日頃、子どもを見てくれる親族・知人の有無では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が6割を超えて高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の順となっており、祖父母等の親族の支援がある人が大半を占めています。

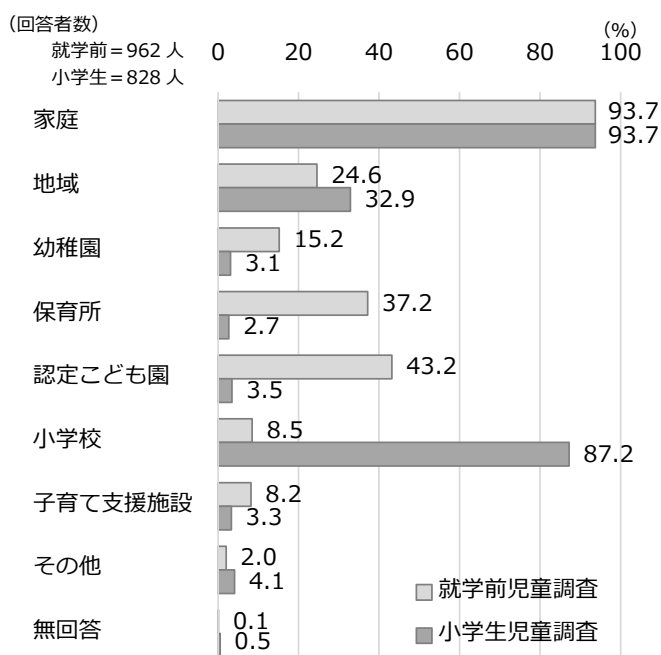
一方で、「いずれもいない」が5.6%となっており、子育ての支援者がいない家庭が1割弱を占める結果となっています。



● 子育て（教育）に強く影響すると思う環境 ●

子育て（教育）に強く影響すると思う環境では、就学前児童・小学生児童ともに、「家庭」がほぼ100%を占め、次いで就学前児童では「認定こども園」や「保育園」などの保育施設、小学生児童では「小学校」の回答が高くなっており、家庭環境が子どもの育成に大きな影響を与えると考える保護者が多い結果となっています。

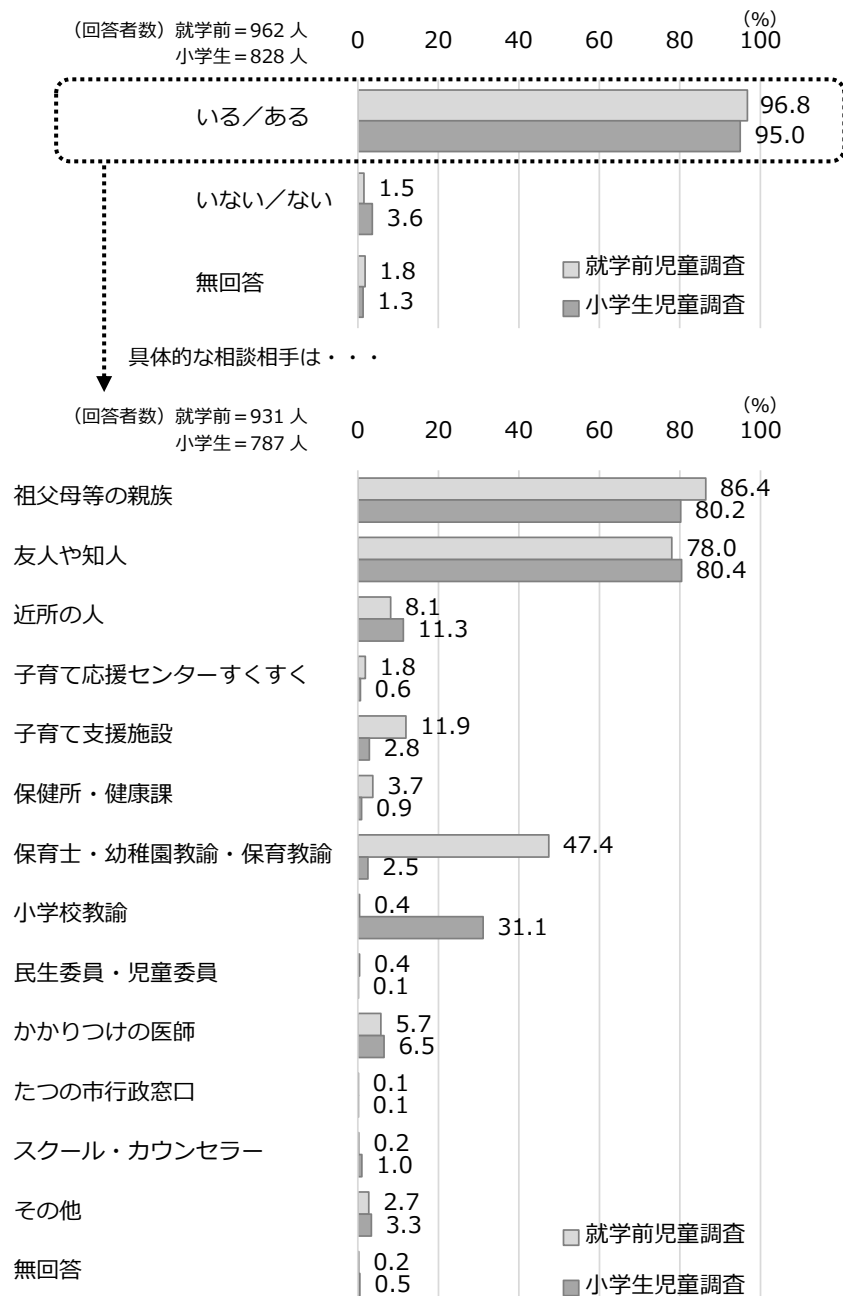
また、「地域」が、就学前児童では2割、小学生児童では3割を超えて高くなっており、地域における環境も子どもの健全な育成には重要であることが分かります。



● 子育て（教育）する上での相談相手 ●

子育て（教育）をする上での相談相手については、「いる／ある」が大半を占め、いないは3％程度となっています。

具体的な相談相手では、就学前児童・小学生児童ともに、「祖父母等の親族」や「友人や知人」などの回答が大半を占め、近しい親類や友人へ相談している人が多いことが分かります。次いで、就学前児童では「保育士・幼稚園教諭・保育教諭」、小学生児童では「小学校教諭」となっており、その他の行政機関や公的機関への相談が少ない状況となっています。住民が気軽に相談ができるよう、各施設等における相談事業などの広報・周知などが必要です。

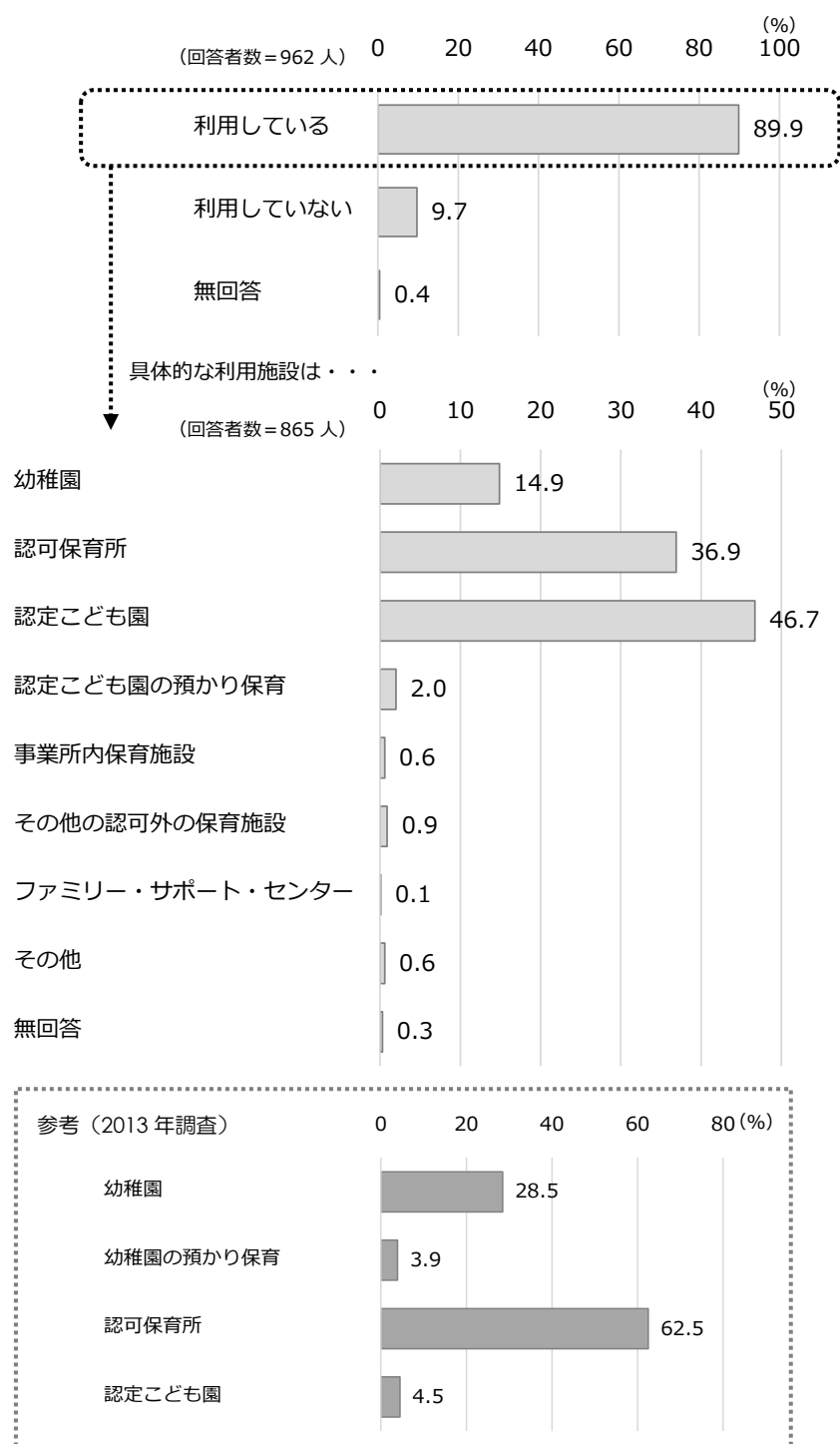


〔２〕 定期的な教育・保育事業の利用状況について

● 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 ●

就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業の利用については、「利用している」が約９割を占め、「利用していない」は１割程度となっています。

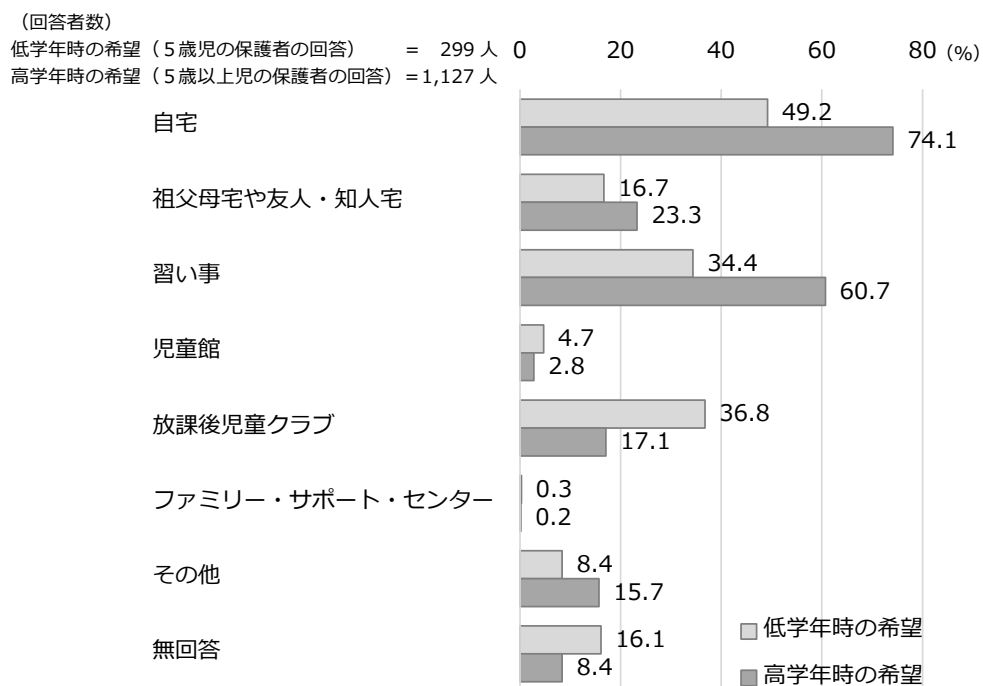
具体的な利用施設では、「認定こども園」が４割を超えて最も多く、次いで「認可保育所」、「幼稚園」の順となっており、保育を要する家庭が多いことが分かります。2013年調査時と比較すると、「認定こども園」の利用者が大幅に増加していることが分かります。



〔3〕小学校就学後の放課後の過ごさせ方について

● 小学校就学後の放課後の過ごさせ方 ●

小学校就学後の放課後の過ごさせ方については、小学校低学年時・高学年時ともに「自宅」が最も多くなっているものの、次いで、低学年時では「放課後児童クラブ」が3割以上を占めて高くなっています。高学年時においても「放課後児童クラブ」が2割近くを占めており、保護者の2～3割程度は放課後児童クラブへの要望があることが分かります。

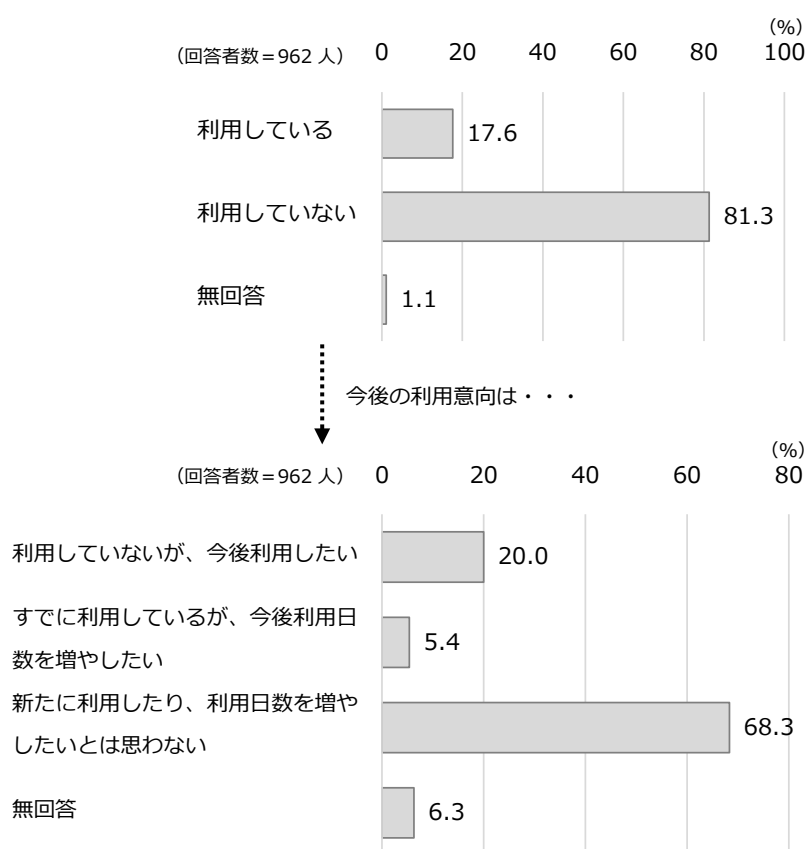


〔４〕地域の子育て支援事業の利用状況について

● 地域子育て支援拠点事業の利用状況 ●

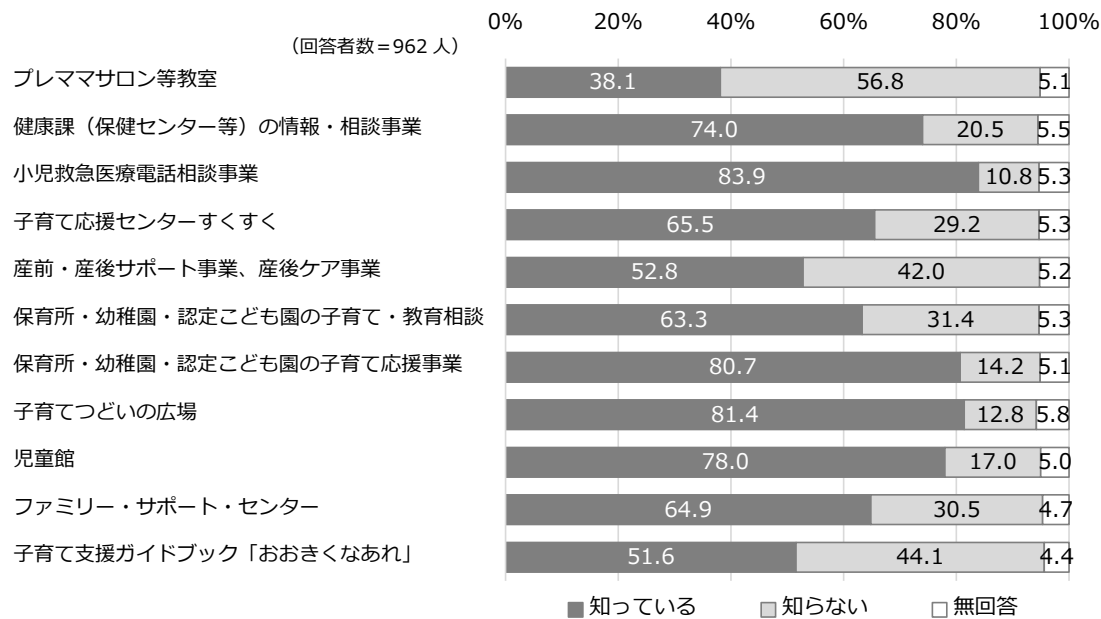
就学前児童の地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）の利用状況については、「利用していない」が８割以上を占め、「利用している」は２割未満にとどまっています。

今後の利用意向では、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が７割近くとなっており、「利用していないが、今後利用したい」や「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した利用意向のある人は３割未満にとどまっています。



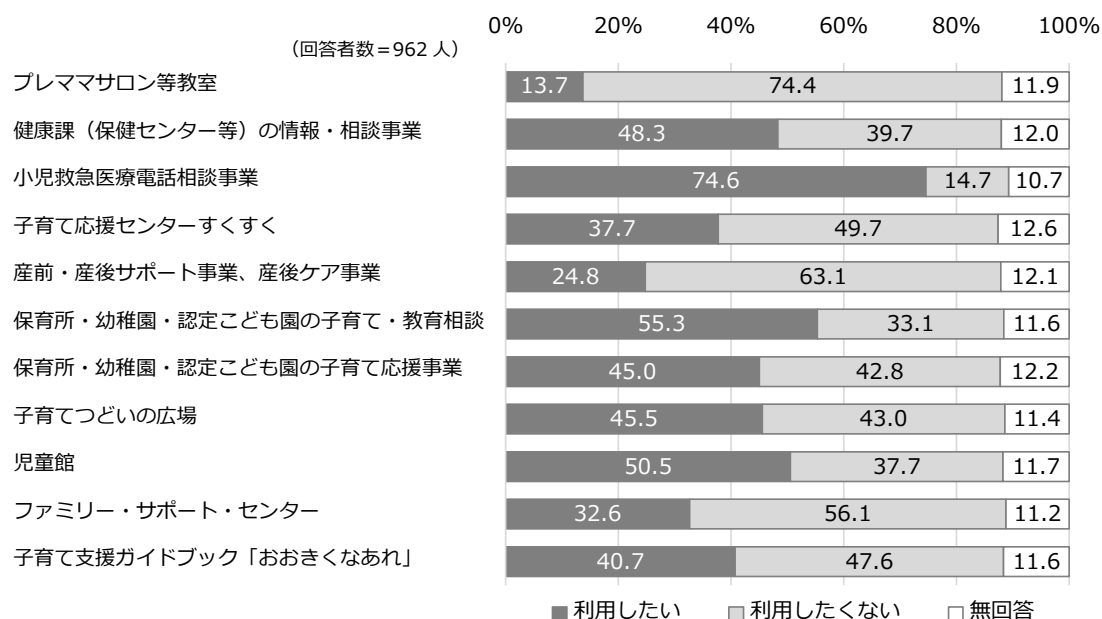
● 市実施の子育て支援事業の認知度 ●

市実施の子育て支援事業の認知度では、「小児救急医療電話相談事業」、「保育所・幼稚園・認定こども園の子育て応援事業」、「子育てつどいの広場」で認知度が8割を超えて高くなっているのに対し、「プレママサロン等教室」では4割未満、「子育て支援ガイドブック“おおきくなあれ”」では半数程度の認知度となっています。



● 市実施の子育て支援事業の今後の利用意向 ●

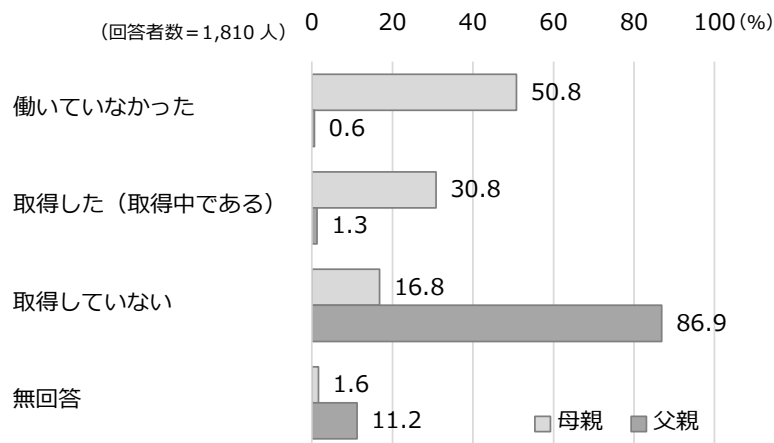
市実施の子育て支援事業の今後の利用意向では、認知度と同様に「小児救急医療電話相談事業」が最も高くなっているものの、次いで「保育所・幼稚園・認定こども園の子育て・教育相談」が半数を超えています。



〔5〕子育てと仕事の両立支援制度について

● 育児休業の取得状況 ●

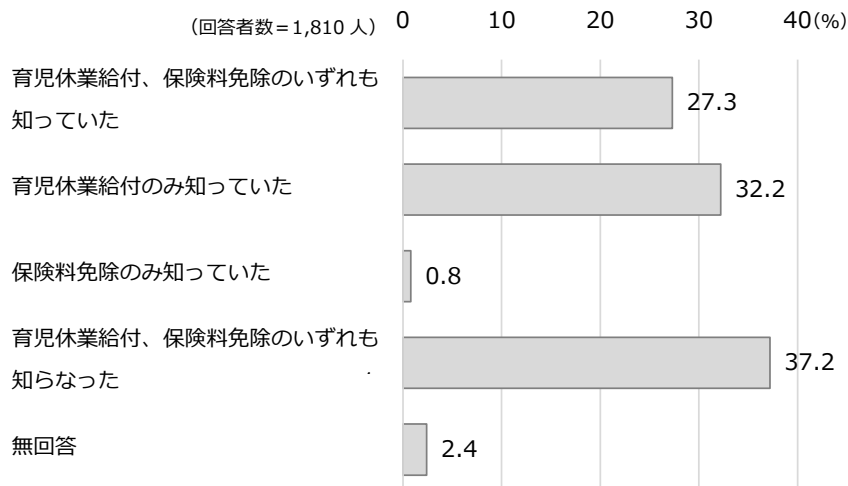
子どもが生まれた時の育児休業の取得状況について、母親では「働いていなかった」が半数を占めているものの、働いていた人の中では6割近くの取得率となっています。一方で、父親では「取得していない」が8割を超えて大半を占めており、取得率はわずか1.3%となっています。



● 育児休業給付、保険料免除の仕組みの認知度 ●

育児休業給付、保険料免除の仕組みの認知度については、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が4割近くと最も多く、次いで「育児休業給付のみ知っていた」が3割程度となっていることから、子どもが満3歳になるまでの育児休業等期間の健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になることについては、7割近くの人が知らなかったという結果となっています。

仕事と子育ての両立支援制度について、制度の内容や利用(申請)方法について周知していく必要があります。

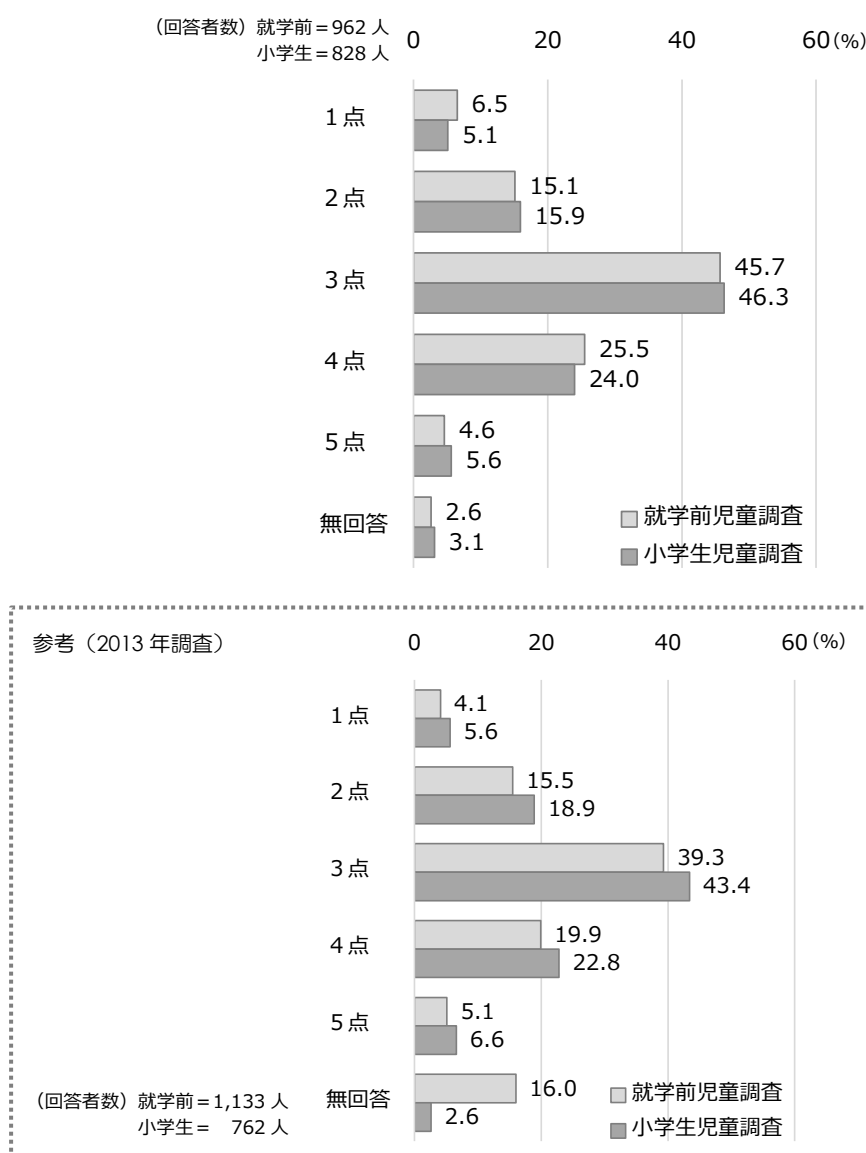


〔6〕子育て環境や支援への満足度

● 子育て環境や支援への満足度 ●

子育て環境や支援への満足度について、就学前児童・小学生児童ともに、「3点」が半数近くを占めているものの、「4点」と「5点」を合わせた割合がともに3割程度を占めており、平均の3点以上の満足度となっています。一方で、「1点」と「2点」を合わせた割合が2割程度を占める結果となっています。

また、2013年調査時と比較すると、就学前児童・小学校児童ともに、「2点」の割合が減少し、「3点」または「4点」の割合がやや増加していることから、満足度はやや高まっていることが分かります。



4 第1期計画の評価

2015年（平成27年）に策定した第1期計画（2015年度～2019年度）の取組の実施状況を整理し、評価を行い、課題を整理しました。

〔基本目標1〕 家庭を基本とした子どもの心身の健やかな成長

2019年度（令和元年度）母子健康支援センター「はつらつ」を開設し、母親（妊産婦）への支援体制や乳幼児健診、予防接種や不妊などを含めた総合的な保健医療体制の整備を図ってきました。また、食育出前講座などでの実践普及やクックパッド（料理レシピWebサイト）への公式ホームページの開設など、ライフステージに応じた食習慣の確立に向けて食育を推進してきました。

今後も、保健分野や教育分野をはじめとするさまざまな分野が連携し、妊娠期から乳幼児期、学童期へと、切れ目のない相談・指導体制の確保と子どもと親の心身の健康づくりを推進していく必要があります。

また、仕事と子育ての両立の支援については、結婚や出産等のために離職した女性を対象とした再就職支援を実施してきましたが、男女が共に仕事と子育てを両立しながら活躍できる社会の実現に向けて、引き続き意識の醸成に努めていく必要があります。

〔基本目標2〕 すべての子育て家庭を支援する地域づくり

2017年度（平成29年度）には「子育て応援センターすくすく」を開設し、2019年度（令和元年度）には「すくすくサポーター事業」を実施するなど、「子育てネットワーク推進協議会」とともに、地域における子育てサポート、子育て支援の強化を図っています。

また、幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者の就労意向がより高まり、保育ニーズが増加すると見込まれます。こうした中で、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえ、多様化する個別ニーズへの対応に取り組んでいく必要があります。

障害のある児童への施策では、指定障害児相談支援事業所等と連携し、障害特性に応じて各種福祉サービスの利用につなげていますが、障害児通所支援事業所の開設施設数が市内や近隣で少ないことなどが課題となっています。発育・発達、育児不安に対して、関係機関と連携した専門的な相談の場を提供し、育児を安心して行える環境づくりの推進を行っていく必要があります。

また、ひとり親家庭は増加傾向にあり、特に母子家庭の増加が顕著となっています。子どもの貧困の状況は、2015年（平成27年）時点でおおよそ7人に1人、ひとり親家庭、特に母子家庭では、2世帯に1世帯が「相対的な貧困」の状態にあると言われています。経済的支援のほか、仕事と子育ての両立を含め、ひとり親家庭をサポートする体制を充実していく必要があります。

〔基本目標３〕子どもが心豊かに成長できる教育の充実

地域の伝統や文化、産業、自然を大切にしながら、子どもの成長に合わせた地域体験活動を実施しています。また、たつの市中学生サミットを実施し、いじめやＳＮＳに関する課題について話し合い、各中学校の生徒会活動を活性化するなど、自ら学び、主体的に判断し行動しようとする「生きる力」の育成を進めてきました。市内各小中学校では、学校の実態や地域の特徴を生かした教育課程を編成し、教育活動を行っています。

保育士や教員についても、各種研修を行い、スキルアップを図るとともに、オープンスクールを実施し、地域に開かれた学校づくりに取り組んでいます。また、学校評議員の意見などを参考に、教育活動の改善に生かしています。

一方、不登校対策ネットワーク推進事業として、市内各小中学校不登校担当者、適応教室指導員等の研修会を設け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図っています。本市の不登校出現率は、全国・県平均よりは低いものの、ＳＮＳの普及など子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、さらなる取組が必要となっています。子どもたちの生きる力を地域全体で育んでいくため、学校・家庭・地域の関わりができるような地域交流の場や機会を提供するとともに、子育て支援者のネットワークを形成するなど、地域教育力の向上を図る必要があります。

〔基本目標４〕安心して子育てができる生活環境の整備

安全面では、各種公共施設についてバリアフリー化に向けた充実を図るとともに、子どもたちが過ごす公園や広場では、遊具・施設の安全点検や修繕、除草作業の実施をしてきました。また、登下校時の安全に向けては、小学校や警察との合同通学路の点検を行うとともに、通学路のグリーンベルト塗装の実施を進めています。

今後も引き続き、要望や計画のある自治会に対して、公園の遊具を設置するなど、子育てしやすい生活環境の整備に努めていく必要があります。

安心面では、子育てに関する悩み相談を子育て応援センター「すくすく」で受け、関連機関と連携しながら適切な対応に努めています。要保護児童等については、要保護児童対策地域協議会代表者会議にて、支援に必要な情報交換と支援内容に関する協議を行っています。また、近年増えてきているＳＮＳなどを利用した犯罪などから子どもたちを守るための活動としては、子どもや保護者に、ＳＮＳの正しい使用やインターネットの閲覧制限（フィルタリング）の仕方等について啓発するなど、トラブルの未然防止に努めています。

今後も、子どもたちが犯罪に巻き込まれることのないよう、家庭、学校、地域、関係機関が連携した防犯活動を推進するとともに、児童虐待防止のためのネットワークの強化を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組んでいく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第1期計画では、子ども・子育て支援法及びそれに規定する基本指針に基づき、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するということを基本的認識とし、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるとともに、次代を担う子どもたちの最善の利益を保障しながら、地域みんなに支えられ、心身ともに健やかに成長できることを目指してきました。第2期計画においても、この理念を継承していきます。

【計画の基本理念】

地域で支え合う・生き活き子育てのまち たつの



2 基本的な視点

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変わっている現在、地域をあげて社会全体で子ども・子育て支援を行う「支え合い」の仕組みの構築が必要です。

本計画では、次の4つを基本的な視点として「子ども・子育て支援新制度」における子育て支援施策を通した取組を行っていきます。

〔1〕子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのため、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員として、さまざまな役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

また、保護者が自己肯定感（自分のよさを肯定的に認める感情）を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することが可能となります。そのため、親としての自覚と責任を高めつつ、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取組を進めます。

〔２〕親としての育ちの視点

子ども・子育て支援は保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることが、子どものより良い育ちを実現することになります。

そのため、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次世代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

〔３〕地域での支え合いの視点

「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、お互いに協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域には保育所や幼稚園など、子育ての知識や技術、人材、施設などの福祉・教育資源を有しており、そうした資源を有効に活用しつつ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

〔４〕子育て環境の充実の視点

すべての子どもの健やかな育ちを保障するため、保護者が安心して子育てができるよう、保健サービスや育児相談、子育て支援などを総合的に提供するとともに、学校教育、子どもの成長や家庭の状況などに応じた適切なサービスを切れ目なく提供することが求められています。

すべての家庭において安心して子育てができるよう、関係機関等の連携を強化し、出産前から、乳幼児期、学齢期など、子どもの育ちに応じた保健・福祉や教育など切れ目のないサービス提供を行います。



3 基本目標

「地域で支え合う・生き生き子育てのまち たつの」の実現に向けて、4つの基本目標を設定し、安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに育つことができるまちづくりを目指します。

〔1〕 家庭を基本とした子どもの心身の健やかな成長

- 妊娠・出産、子育てにわたる切れ目のない支援の充実
- 思春期の児童・生徒の保健対策と心の相談支援
- 子育てと仕事の両立に向けた各種制度の普及

〔2〕 すべての子育て家庭を支援する地域づくり

- 家庭と仕事の両立が可能となるよう、保護者のニーズに応じた子育て支援サービスの充実
- 子育てを地域が支えるという視点のもと、地域での主体的な助け合い・支え合いが生まれるような、子どもを生み育てやすいまちづくりの推進
- 子どもの発達や育児に関する相談窓口の確保と子育てに関する情報提供の充実
- 障害のある児童やひとり親家庭、経済的困難を抱える家庭に対する支援の充実

〔3〕 子どもが心豊かに成長できる教育の充実

- 子どもの健やかな成長に向けた幼児教育及び学校教育の提供
- 社会や地域とのつながりの中で、親としての自信と責任を持ち、子どもを生み育てることに喜びや楽しさを実感できる学習機会等を提供
- 「生きる力」が子どもに育まれるよう、家庭・地域・学校が連携・協力した事業の推進

〔4〕 安心して子育てができる生活環境の整備

- 住民どうしの協力・連携関係の強化、交通安全対策や防犯対策への取組など、地域社会の中で子どもが安心・安全に暮らせるまちづくりの推進
- 児童虐待の早期発見・早期対応に向けた職員の資質向上や関係機関との連携強化、相談支援体制の充実

4 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	基本施策
地域で支え合う・生き生き子育てのまち たつの	1 家庭を基本とした 子どもの心身の健 やかな成長	(1) 子どもと親の 健康保持及び増進	① 子どもと親の健康
			② 「食育」の推進
			③ 思春期保健対策の充実
			④ 小児医療の充実
		(2) ワーク・ライフ・ バランスの実現	① 仕事と子育ての両立の支援
	2 すべての子育て 家庭を支援する 地域づくり	(1) 子育て支援サービスの 充実	① 保育サービスの充実
			② ファミリー・サポート・センターやボランティアを通じた子育て支援
			③ 相談支援体制の充実
			④ 情報提供の充実
			⑤ 障害のある児童に対する施策の充実
		(2) 子育て家庭への 経済的支援の充実	① 子育てに関する経済的支援制度の充実
			② ひとり親家庭への支援の推進
	3 子どもが心豊かに 成長できる教育の 充実	(1) 子どもの成長を 支える教育の充実	① 幼児教育及び学校教育の充実
			② 次代の親の育成
		(2) 家庭や地域の教育力 の向上	① 家庭教育の充実
			② 子育て家庭の交流を促進する事業の充実
			③ 地域における児童の健全育成
	4 安心して子育てが できる生活環境の 整備	(1) 子育てを支援する 生活環境の整備	① 子どもが安心して過ごせる生活環境の整備
		(2) 地域で取り組む 子どもの安全の確保	① 児童虐待防止対策の充実
			② 交通事故などから子どもの安全を確保するための活動の推進
			③ 子どもを犯罪などから守るための活動の推進

第4章 施策の展開

基本目標1 家庭を基本とした子どもの心身の健やかな成長

〔施策の方向1〕子どもと親の健康保持及び増進

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じてすべての母子の健康が保持されるよう、乳幼児健診・相談、妊産婦・新生児訪問、健康教育等の母子保健における健康診査等の充実が必要です。また、家庭環境やライフスタイルの変化に伴い、家族がそろって食事をする機会の減少や、規則正しい食生活の確保が難しくなっています。保健分野や教育分野を始めとするさまざまな分野が連携して乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、妊娠、出産に伴う母親の健康を確保するため、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした情報提供を進めることも必要です。

さらに、社会環境の変化に伴い、学童期・思春期における心配事や悩み事の内容も多様化していることから、心の問題に係る専門家の確保及び地域における相談体制のさらなる充実が必要です。

● 今後の方向性・主な取組 ●

基本施策1 子どもと親の健康

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を図ります。

また、関係機関と連携を図り、妊娠・出産から育児へと切れ目ない総合的・継続的な相談・指導体制を確保し、子どもと親の心身の健康づくりを進めていきます。

主な取組	取組の内容	担当課
母親（妊産婦）への支援体制の充実	安全・安心に妊娠期が送れるよう、母子健康手帳交付時の保健指導や妊婦の健康診査費助成事業を行うとともに、育児不安を持つ妊産婦には訪問・相談による早期支援を行います。また、すべての妊産婦について電話等による支援を実施しています。	健康課
乳幼児健診の充実	あらゆる機会を通して乳幼児健診を周知し、相談指導の充実に努めていきます。また、民生児童委員の協力により健診未受診児の全数把握に努め、育児不安、虐待の早期発見を行います。	健康課
予防接種の推奨	子どものさまざまな疾病を予防するため、予防接種を推奨していきます。幼児インフルエンザ予防接種においては、一部費用を助成します。	健康課
乳幼児の事故防止に関する啓発	乳幼児健診・相談事業等を通して、リーフレット配布等により、事故防止についての意識啓発に努めていきます。	健康課

主な取組	取組の内容	担当課
総合的な保健医療体制の整備	安心して出産ができ、母子ともに健やかに育つことができるように、周産期連絡会をはじめ、近隣市町及び関係医師会、歯科医師会との連携のもとで総合的な保健医療体制の整備を行います。	健康課
不妊に関する支援体制の充実	不妊に関する情報提供を行い、不妊治療費の助成事業を継続実施します。	健康課

基本施策２ 「食育」の推進

保健分野や教育分野をはじめとするさまざまな分野が連携し、妊娠期から乳幼児期、学童期へと、幅広い層に対して食に関する体験等を含む学習の機会や情報を提供し、「食」に関する関心や知識の高揚に努めていきます。

主な取組	取組の内容	担当課
ライフステージに応じた望ましい食習慣の確立	母子健康手帳発行時やプレママサロン、乳幼児健診・相談での栄養指導、母子健康教育、食育出前講座などでの食育の実践普及を図ります。	健康課
	子育てつどいの広場において、親子クッキングや野菜の栽培、栄養士による講座等、親子で参加する食育の機会を作ります。	児童福祉課
保育所・幼稚園・認定こども園・学校における食育の推進	授業などを通じて子どもたちの食に関する知識や生活習慣病に対する意識の向上を図ります。また、行事会・郷土料理を取り入れた給食実施を推進します。	幼児教育課 学校教育課 すこやか給食課
	朝ごはんマラソンを通じて、保護者に朝ごはん摂取に対する意識の向上を図ると共に、栄養バランスのとれた食事について普及啓発します。	健康課
保護者への普及活動	給食・保健だより等の発行により、バランスのとれた食事の大切さや食育の学習内容について家庭への啓発を図ります。	幼児教育課 学校教育課 すこやか給食課
	市広報、食育月間（10月）リーフレットの配布、クックパッドへの公式ホームページ開設により、市が推奨するレシピを保護者に発信します。	健康課
家庭や地域との連携	給食センターの施設見学や親子給食試食会を通して学校給食への理解を深めます。また、地元生産者との連携を図ることにより、学校給食における地産地消を推進します。	すこやか給食課
日本型食生活の推進	市内幼稚園、小学校、その他イベントでの、かまどごはんや家庭科の出前授業の実施で、ごはんを中心とした日本型食生活を推進する「たつのハートごはん活動」を実施します。	健康課
廃棄の少ない食生活づくりの推進	生ごみの水切りや堆肥化活動を推進し、生ごみの減量化を図ります。また、食品ロスの削減にも取り組んでいきます。	環境課

基本施策3 思春期保健対策の充実

思春期の児童・生徒が身に付けるべき正しい知識の普及を図ります。

また、誰もが気軽に相談できるよう、相談場所や相談方法の周知を図るとともに、メールの活用など、相談しやすい体制の整備を進めます。

主な取組	取組の内容	担当課
心の相談体制の充実	こども家庭センターなどの専門機関との連携を強化するとともに、スクールカウンセラーなどを通じて、適切な相談や指導を行える体制を整え、充実させていきます。	学校教育課 健康課
性や喫煙、飲酒、薬物に関する教育の充実	性や性感染症、人工妊娠中絶、喫煙や飲酒、薬物、過剰なダイエット、心の問題などに対する正しい知識の普及や意識の啓発をしていきます。	学校教育課 健康課

基本施策4 小児医療の充実

小児医療の充実に向けて、関係機関との連携強化を図ります。

また、かかりつけ医をもつことや予防接種の重要性などについて子育て家庭への周知を図り、小児医療の受診機会の確保に努めていきます。

主な取組	取組の内容	担当課
小児救急医療体制の整備	たつの市・揖保郡医師会と連携しながら西播磨2次小児救急医療体制を整えるとともに、近隣市町との連携による救急医療体制を整えます。	健康課
救急・夜間医療機関に関する情報の提供	救急・夜間医療機関や小児救急医療電話相談について、乳幼児健診・相談時等に情報提供を行います。	健康課
かかりつけ医の普及	子どもの発育などの悩みを気軽に相談できる、かかりつけ医を持つよう、乳幼児健診・相談時等に呼びかけます。	健康課



〔施策の方向2〕ワーク・ライフ・バランスの実現

現在の社会構造においては、子育てと仕事を両立させるための基盤がまだまだ不十分です。ライフスタイルが多様化している中で、子育てと仕事を両立させるためには、夫婦間の理解と協力はもちろんのこと、企業、事業主の理解と協力も必要不可欠です。

出産や子育てを理由に仕事を続けられないことのないよう、情報提供や啓発活動などを通じて、両立できる職場環境づくりを進めるとともに、男女共同参画に関する講演会や各種講座について情報提供を行うなど、市民一人ひとりが対等な立場で活躍でき、仕事と家庭生活が両立できる環境づくりを推進し、ワーク・ライフ・バランスの考え方を広く啓発していく必要があります。

● 今後の方向性・主な取組 ●

基本施策1 仕事と子育ての両立の支援

仕事と子育てを両立できる職場環境の整備に向け各種制度の普及に努めていきます。また、男女が共に仕事と子育てを両立しながら暮らすことができる社会の実現に向けた取組を行います。

主な取組	取組の内容	担当課
育児休業取得の啓発	育児休業や出産休暇等制度の普及に努めていきます。	人権推進課
事業主に対する啓発	育児休業制度、就労時間の短縮やフレックスタイムの導入などを事業主に対して呼びかけていきます。	人権推進課 商工振興課
再就職への支援	出産や子育てなどにより退職して再就職を希望する方に対し、再チャレンジを応援するセミナーの開催や技能取得講座等の情報提供に努めていきます。	人権推進課
家族の育児参加を促す意識啓発	男性（家族）が育児や家事に参加する意識の向上を目指していきます。乳幼児健診・相談では問診票に父親の育児参加の項目を設け、指導に活かしていきます。	健康課 人権推進課



基本目標2 すべての子育て家庭を支援する地域づくり

〔施策の方向1〕子育て支援サービスの充実

仕事と子育ての両立を進めるにあたり、企業、事業主の取組以外にも、保育サービスの充実が必要です。

これまでに、市内ではさまざまな保育サービスを展開していますが、核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や女性の社会進出の進展、価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化してきていることから、今後のニーズを的確に捉えて、一層の充実を図ることが必要です。

特に、親の育児不安の解消等を図るため、幅広い内容に応じた相談支援等を実施するとともに、児童虐待予防の観点を含め、妊娠期からの継続した相談支援を進めることが重要になっています。

● 今後の方向性・主な取組 ●

基本施策1 保育サービスの充実

子どもの生活を第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえ、多様な個別ニーズに柔軟に対応できる総合的な取組を推進します。

主な取組	取組の内容	担当課
時間外保育事業の充実	11時間の開所時間を超えて保育時間を延長し、多様化する保育ニーズに対応していきます。	幼児教育課
子育て家庭ショートステイ事業の充実	保護者の病気時などに、児童福祉施設などで子どもを預かる子育て家庭ショートステイ事業の充実を図ります。	児童福祉課
一時預かり事業の充実	保護者の仕事や病気、出産、冠婚葬祭、リフレッシュなどで昼間一時的に保育できない場合に一時預かりを実施します。	幼児教育課
放課後児童クラブの充実	放課後に家庭で子どもだけになってしまう小学生を対象に、遊びと生活の場を提供して健全な育成に努めていきます。	社会教育課
病児・病後児保育の充実	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気の回復期にある子どもの一時預かりを行う、病児・病後児保育の充実を検討していきます。	幼児教育課

基本施策2 ファミリー・サポート・センターやボランティアを通じた子育て支援

地域で子育てを支援するファミリー・サポート・センターや各ボランティア団体の活動を支援するとともに、子育て支援に関する事業実施時や広報誌など、さまざまな機会を通じて支援の内容について紹介していきます。

主な取組	取組の内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業の充実	育児の援助を行いたい人と受けたい人の相互援助組織であるファミリー・サポート・センター事業を充実し、地域で子育てをする環境を整えていきます。	児童福祉課
子育てボランティアの育成・支援	地域の人材を積極的に活用した子育て支援を目指して、ボランティアの育成・支援に努めていきます。	児童福祉課
子育てボランティアなどとの連携	イベント時の一時保育などに関して、社会福祉協議会や子育てボランティア団体と連携し、対応していきます。	児童福祉課

基本施策3 相談支援体制の充実

子どもの発育・発達、育児不安に対して、関係機関と連携して専門的な相談の場を提供することで健やかな発育、発達を促し、育児を安心して行える環境づくりを進めます。また、支援の必要な対象者に対しては、他機関と連携を取りながら適切なサービスにつなげるとともに、継続的な相談、支援を実施します。

主な取組	取組の内容	担当課
地域の相談体制の充実	子育てつどいの広場、子育て支援センター、児童館における相談事業を充実していきます。	児童福祉課 幼児教育課
幼稚園・保育所・認定こども園における相談体制の充実	幼稚園における未就園児保育や保育所・認定こども園において実施する「すくすく教室」や「おいで保育所・こども園」事業を通じて、保育士による育児相談を充実していきます。	幼児教育課
乳幼児健診・相談での相談体制の充実	乳幼児健診・相談事業などを通じて、育児に関する相談の機会を増やしていきます。	健康課
さまざまな媒体を活用した相談体制の充実	子育てに関する疑問や悩み、不安について、子育て応援センターすくすくの相談体制を充実するとともに、電話やインターネットを通じた相談体制を検討していきます。	児童福祉課
育児支援強化の取組	こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康教育や相談、訪問指導の中で、関係機関との連携を図り、育児支援の強化に努めていきます。	健康課
関係機関との連携	育児にかかわる専門家が連携し、こども家庭センターの巡回相談、療育相談や幼児期支援講座等の各事業において、情報交換を行い情報の共有化を図っていきます。	児童福祉課 健康課 学校教育課

基本施策4 情報提供の充実

支援を必要とする人に、必要な情報がいつでも届くよう、さまざまな媒体を通じた情報提供を行います。

主な取組	取組の内容	担当課
子育て情報の充実	広報誌や市ホームページなどにおいて、子育て情報を提供します。	関係各課
子育てつどいの広場による情報提供	つどいの広場通信を発行し、広場や市の窓口のほか、ホームページに掲載するなど、イベント案内や子育てに関する情報を提供します。	児童福祉課
子育てに関する情報提供	幼稚園・保育所・認定こども園において、子育てに関する情報を各家庭に提供します。	幼児教育課
子育て支援ガイドブックの活用	子育て支援ガイドブックを母子健康手帳交付時に配布するほか、子育てつどいの広場等にも設置し、広く周知します。	児童福祉課 健康課

基本施策5 障害のある児童に対する施策の充実

障害のある児童・生徒の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携による支援体制の強化とともに、保護者に対する育児相談を推進するなど、家族への支援を行います。

主な取組	取組の内容	担当課
健診・相談体制の充実	心身に障害のある子どもや発達障害の疑いのある子どもを早期に発見し、専門相談機関につなげていきます。また、保護者に適切な支援を行っていきます。	健康課
療育体制の充実	心身に障害のある子どもや発達障害の疑いのある子どもについて、発達相談、遊びの教室を実施し、専門スタッフによる相談・指導を充実させていきます。また、専門療育機関への紹介を積極的に行っていきます。	児童福祉課 健康課 地域福祉課 学校教育課
障害児福祉サービスの充実	障害のある子どもの在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、療育事業などの各種在宅福祉サービスの充実を図ります。	児童福祉課 地域福祉課
特別支援教育の充実	関係機関との連携を深めるとともに、教員の加配や指導力の向上に努め、障害児保育・特別支援教育の充実を図ります。	幼児教育課 学校教育課
相談体制や経済的支援の充実	家庭児童相談員や保健師などの専門スタッフによる障害のある子ども及び保護者への総合的な相談体制を整えるとともに、引き続き手当の支給も実施していきます。	児童福祉課 健康課

〔施策の方向２〕子育て家庭への経済的支援の充実

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現に向けて、子育て家庭への支援の充実が求められています。特に、ひとり親家庭は子育てをする上で経済的・社会的に不安定な状態にあり、経済的な援助はもとより、生活環境の向上や精神的な安定も求められています。関係機関と連携した相談支援体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供などを進めていく必要があります。

● 今後の方向性・主な取組 ●

基本施策１ 子育てに関する経済的支援制度の充実

各種制度の情報提供を行うとともに、経済的支援を行います。

主な取組	取組の内容	担当課
医療費の助成	中学３年生までを対象に、医療費の無料化を行っていきます。	国保医療年金課
未熟児養育医療費の助成	養育が必要な未熟児に対して、医療費、入院時食事療養費の助成を行っていきます。	健康課
各種手当の支給	児童手当や児童扶養手当などの各種手当を支給していきます。	児童福祉課
出生祝金の支給	出生祝金を支給し、子育て支援の充実を図ります。	児童福祉課
就学費用の助成	生活困窮による就学困難児童・生徒のいる家庭に学用品費や修学旅行費などの助成を行っていきます。	学校教育課
不用品交換事業の実施	市役所にある掲示板や広報誌を通じて、市民の間で不用となった子ども用品やマタニティ用品などの交換を推進し、育児にかかる経済的負担の軽減に努めていきます。	環境課
経済的支援に関する制度の周知	医療費の無料化をはじめ、児童手当や児童扶養手当などの制度について、対象家庭に周知するよう努めていきます。	関係各課

基本施策2 ひとり親家庭への支援の推進

関係機関と連携し、ひとり親家庭等に対する相談支援体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供など、支援体制の強化を行います。

主な取組	取組の内容	担当課
医療への助成	ひとり親家庭や養育家庭における医療費の助成を行っていきます。	国保医療年金課
ひとり親家庭などへ手当の支給	児童扶養手当を支給していきます。	児童福祉課
相談体制の充実	母子・父子自立支援員や家庭児童相談員などの専門スタッフによる相談体制を整えていきます。	児童福祉課
就労支援の充実	母子家庭の母・父子家庭の父の就労に際し、有利な資格取得を促進するための支援を行っていきます。	児童福祉課
資金の貸付	修学資金や就学支度金などの資金の貸付を行っていきます。	児童福祉課



基本目標3 子どもが心豊かに成長できる教育の充実

〔施策の方向1〕子どもの成長を支える教育の充実

次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を育むことができるよう、学校・家庭・地域が連携した教育環境等の整備に努める必要があります。

さらに、未来を担う子どもたちが、将来家庭を築き、子どもを生み育てたいと思ったときに、その希望を実現することができる社会を目指し、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要です。

● 今後の方向性・主な取組 ●

基本施策1 幼児教育及び学校教育の充実

学校施設・設備の充実を図るとともに、児童・生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな教育を実施します。

主な取組	取組の内容	担当課
地域資源をいかした教育の充実	園児、児童の状況に応じて適切な教育課程を編成するとともに、地域の自然や文化などを積極的にいかし、体験学習などによる教育を推進していきます。	幼児教育課 学校教育課
自然や人々にふれあう体験学習の充実	自然学校を通じて自然にふれあう機会や、トライやる・ウィーク事業を通じて仕事や地域の人々とふれあう機会などを充実していきます。	学校教育課
郷土学習の充実	郷土の文化、生活に親しみ、愛着を持つために、郷土学習の充実を図っていきます。	学校教育課
保育士、教員の資質向上を図る研修	子どもを取り巻く社会環境の変化に対応した保育や教育を推進するために、保育士や教員の資質の向上に努めていきます。	幼児教育課 学校教育課
「生きる力」を育む学校づくりの推進	心の教育を充実させ、自ら学ぶ意欲や社会変化に対応し、たくましく生きる力の育成に努めていきます。	学校教育課
教育内容の充実	国際理解教育や情報教育、健康教育、情操教育などの様々な要素の教育を取り入れるとともに、教科の枠を超えた総合的な学習の時間も取り入れ、教育内容の充実を図っていきます。	学校教育課
生命と心を大切に する教育の充実	いじめや差別をなくすための啓発を行い、生命の大切さや思いやりの心などを育てます。また、高齢者や障害のある方への理解を深め、社会活動へ参加する意欲や態度を育てます。	学校教育課
いじめなどへの 相談体制の充実	学校や家庭、地域との連携を図り、いじめ、不登校などの悩みの早期発見・早期解決のため教育相談専門員及び適応教室指導員を中心とした相談体制を充実していきます。	児童福祉課 学校教育課

主な取組	取組の内容	担当課
地域に開かれた学校づくり	学校評議員会制度や「オープンスクール」などを通じて、地域の人々の意見を取り入れ、地域に開かれた学校づくりに取り組めます。	学校教育課
体験活動の充実	こどもサイエンスひろばを通じた実験などの体験活動や、たつの市新宮青少年センターを利用し、自然体験活動を通じて青少年の健全育成等を図っていきます。	社会教育課 体育振興課
童謡の里づくり事業の推進	赤とんぼ文化ホールを拠点とした日本童謡まつり諸事業を引き続き開催し、童謡文化の振興と児童の健全育成に努めていきます。	社会教育課
図書館活動の充実	乳幼児相談時の絵本配布や「おはなし会」を通じて、乳幼児期から読書活動の啓発と図書館の利用促進に努めていきます。また、地域や保育所、幼稚園、認定こども園、小学校へ出向く移動図書館を実施し、読書への関心を深めていきます。	社会教育課

基本施策2 次代の親の育成

子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進します。

主な取組	取組の内容	担当課
幼稚園・保育所・認定こども園・小学校との交流	他の幼稚園・保育所・認定こども園・小学校と交流する機会をつくっていきます。	幼児教育課 学校教育課
小学生や中学生を対象とした乳幼児ふれあい体験	小学生・中学生などを対象に乳児とふれあう機会を設け、乳児の成長を追うことで自分自身の成長と発達について学ぶ機会を提供していきます。	学校教育課
結婚や家庭について学ぶ機会の充実	道徳や総合的な学習の時間などを活用して、結婚や家庭の大切さ、自分の将来について考える機会を設けていきます。	学校教育課
親になるための自覚を促す取組	結婚して子どもが欲しいと思っている人や、小さな子どもがいる人に対し、命の尊さや人を思いやる気持ちの大切さを学び、親になることへの自覚を促すための事業を展開していきます。	児童福祉課

〔施策の方向２〕 家庭や地域の教育力の向上

子ども達の健全育成を進めるためには、家庭はもちろんのこと、地域の力も大変重要です。

家庭では、核家族化が進み、親になりきれしていない親が増えるなど、子育ての悩みや不安を抱えながら孤立する家庭への支援が必要となっています。

また、地域において、大人が子どもたちと関わりを持ち、持てる力を発揮できるよう、さまざまな団体が組織されています。今後も、地域行事などを通じて世代を超えた交流や地域とのつながりを強化していくことが求められます。

さらに、情報化の進展により、インターネットやメール、携帯電話などで、容易に有害な情報を得られる社会となり、これまで以上に子どもを取り巻く有害な環境が形成されつつあります。少年犯罪や不審者等の有害環境から子どもたちを守るためにも、見守り・声掛け運動を広めるなど、地域全体で子どもたちを育てる意識づくりや体制づくりが必要です。

● 今後の方向性・主な取組 ●

基本施策１ 家庭教育の充実

地域のつながりの中で、親子の育ちを応援するとともに、子どもの基本的な生活習慣づくりの普及啓発を推進していきます。

主な取組	取組の内容	担当課
母子保健事業を通じた交流の促進	子育ての悩みや不安を解消するため、乳幼児健診・相談等の機会を利用して交流を図っていきます。	健康課
子育てつどいの広場事業等の充実	子育て中の保護者が気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行える子育てつどいの広場等において、親子活動や各種講座を充実していきます。	児童福祉課
幼児教育に関する情報提供の充実	園だより等を通じて、幼児教育の意義や家庭教育の重要性について情報提供していきます。	幼児教育課
生涯学習の充実	親子で参加できる公民館教室の充実に努めていきます。	社会教育課

基本施策2 子育て家庭の交流を促進する事業の充実

子どもたちの生きる力を地域全体で育てていくため、家庭と地域のかかわりができるような地域交流の場や機会を提供するとともに、子育て支援者のネットワークを形成し、地域教育力の向上に努めていきます。

主な取組	取組の内容	担当課
世代間交流の充実	幼稚園や保育所、認定こども園、小学校の行事に高齢者を含めた地域の方々を招くなど、世代間交流の機会を作ります。	幼児教育課 学校教育課
地域に開かれた園づくり	地域の人材を活用するなど、地域に開かれた園づくりに努めていきます。	幼児教育課
オープンスクールの充実	P T Aや地域ボランティアなどの参加を促進し、学校に関する情報を家庭や地域に提供できるように活動の充実を図っていきます。	学校教育課
学校施設の開放	学校設備を児童や生徒と、市民の活動のために開放していきます。	教育総務課
地域における交流活動	凧あげ祭り、かるたとり大会など地域交流の促進や世代を超えた参加型イベントを開催し、地域の人と人が交流できる機会を充実していきます。	社会教育課
子ども会活動の促進	子どもの自主性を養うために、オセロ大会、球技大会などを通じて、子ども会活動を促進します。また、各単位子ども会の活動を支援します。	社会教育課
スポーツ活動の充実	「スポーツクラブ21」などを通じて、各種スポーツや競技会を充実させ、誰もが参加できるコミュニティスポーツを活性化するとともに、人々が交流できる機会を充実していきます。	体育振興課
地域活動を支える場の充実	地域活動の充実を図るために、スポーツ施設や生涯学習施設などの機能の拡充に努めていきます。	社会教育課 体育振興課
児童館活動の充実	児童館活動において、児童に健全な遊びを与え、健康の保持・増進と豊かな情操を育むとともに、子どもの居場所づくりに努めていきます。	児童福祉課
子育て支援ネットワークの構築	子育てに関する関係機関や団体などが情報を共有し、効果的なサービスを提供できるように連携し、ネットワーク化を図っていきます。	児童福祉課
活動内容の周知	各子育て支援事業や子育てサークルなどの活動内容について周知していきます。	児童福祉課
環境学習の推進	子どもたちが地域で主体的に環境学習に取り組むこどもエコクラブ活動を通じて、将来にわたる環境保全への意識を高めます。	環境課

基本施策3 地域における児童の健全育成

少年犯罪や不審者等の有害環境から子どもたちを守るため、見守り・声掛け運動を広め、地域全体で子どもたちを育てる意識づくり、体制づくりを充実します。

主な取組	取組の内容	担当課
子どもの健全育成に関する意識啓発の充実	各小中学校区の青少年健全育成協議会での育成事業を通じて、地域ぐるみで青少年の健全育成に努めていきます。	社会教育課
街頭での補導、パトロール活動の充実	地域で子どもが犯罪などの被害にあわないように、中学校区・小学校区毎の青少年健全育成協議会での巡回パトロールや揖龍少年育成センターなどの関係機関と連携を図り、青少年の健全育成に努めていきます。	社会教育課
有害環境対策の充実	P T A、青少年健全育成協議会等と協力して啓発チラシ等を作成するとともに、揖龍少年育成センターなどの関係機関と連携して青少年を取り巻く環境の浄化に努めていきます。	社会教育課
青少年リーダーの発掘・養成	青少年と連携した活動を展開するとともに、青少年を育成するリーダーの発掘と養成に努めていきます。	社会教育課
民生委員児童委員活動の充実	子どもと子育て家庭の立場に立った活動を具体化することを目指すとともに、地域の実態調査、課題の抽出、実践、評価といった組織的、計画的な活動の展開を図っていきます。	児童福祉課 地域福祉課

基本目標４ 安心して子育てができる生活環境の整備

〔施策の方向１〕子育てを支援する生活環境の整備

少子高齢化や核家族化の進行等の社会環境の変化に加え、住環境の安全・安心への関心が高まっています。ゆとりあふれる生活環境で子育てを行い、子どもが心身ともにのびのびと成長していくためには、豊かな自然環境を保全し、子どもの育ちにやさしい都市環境であることが必要です。

既存の道路や施設についてはバリアフリー化を進め、今度新たに整備するものについては、授乳室やオムツ替えスペースを設けるなど、安全で安心して外出できるまちづくりを展開することが必要です。

● 今後の方向性・主な取組 ●

基本施策１ 子どもが安心して過ごせる生活環境の整備

公園や道路、施設の整備を進める際には、誰もが安全で安心して生活できる環境づくりに努めていきます。

主な取組	取組の内容	担当課
バリアフリー化に向けた取組	公共施設のバリアフリー化に努めていきます。	関係各課
子育て支援設備の整備	公共施設に、オムツ替えスペースや親子で入れるトイレを設置するとともに、ベビールームやベビーシートなどの子育て支援設備の整備に努めていきます。	関係各課
公園の整備美化などの環境整備	子どもたちや親子の身近な遊び場として、公園の整備・維持管理に努め、子どもたちが安全に遊べる環境を整えていきます。	都市計画課
自然とふれあえる遊び場の整備	子どもたちが、自然とふれあうことができる遊び場の整備に努め、自然の大切さを学べる環境を整えていきます。	農林水産課
遊具の設置助成	遊具の設置についての補助を行い、子どもの遊び場の整備を行っていきます。	児童福祉課
歩道の整備	安全な通行の確保を考慮し、道路への歩道の設置や整備を事業計画に基づき行っていきます。	建設課
交通安全施設の整備	歩行者の安全を守るためにガードレールなどの整備を進めるとともに、カーブミラーや道路標識などを点検・整備し、交通安全に努めていきます。	建設課
ゆとりのある住宅の確保	公営住宅の供給については、適切な管理運営を行い、住戸の確保に努めていきます。	都市計画課

〔施策の方向2〕地域で取り組む子どもの安全の確保

核家族化や少子化の進展で、子育て中に孤立し、不安や悩み、ストレスなどから児童虐待を行ってしまう保護者が増加しています。体罰や暴力は子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子どもに対する重大な権利侵害となります。児童虐待の早期発見・早期対応に向けて関係機関が連携を深め、個々のケースについて適切できめ細かな対応を図っていく必要があります。

また、子どもを犯罪被害や交通事故から守るために、地域に密着した防犯体制の強化や交通事故防止対策を家庭・学校・地域・関係団体等の連携のもと一層強力に推進することが必要です。

● 今後の方向性・主な取組 ●

基本施策1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止のためのネットワークの強化を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組んでいきます。また、継続的な支援が必要な家庭の把握と虐待発生の未然防止に努めていきます。

主な取組	取組の内容	担当課
虐待防止ネットワークの強化	要保護児童対策地域協議会において組織する関係機関などの連絡体制を強化し、虐待防止ネットワークの強化に努めていきます。	児童福祉課
虐待に対する相談体制の充実	家庭児童相談員による、訪問、相談体制を強化し、児童虐待に対応できるように努めていきます。	児童福祉課
保健事業を通じた虐待防止の強化	母子健康手帳交付、乳幼児健診・相談事業を通じて、児童虐待の未然防止や早期対応に努めていきます。	健康課
学校における指導体制の強化	学校において、教員による日常の児童・生徒観察を大切にして、児童虐待の早期発見に努めていきます。	学校教育課
児童虐待に対する意識啓発	児童虐待を身近な問題として捉え、地域全体が協力して虐待防止体制を整えるために、さまざまな機会を通じて意識啓発を行っていきます。	児童福祉課

基本施策2 交通事故などから子どもの安全を確保するための活動の推進

交通安全関係団体と連携して講習会等を実施するなど、交通マナーの向上と交通事故防止、交通安全意識の高揚を図ります。

主な取組	取組の内容	担当課
交通安全教育の強化	学校や公共施設で交通安全教育を行っていきます。	危機管理課 学校教育課
大人への交通マナーの啓発推進	子どもの手本となる大人のマナー向上を図るため、交通立番の実施や市広報誌等を活用した啓発活動に努めていきます。	危機管理課
防災に関する知識の向上	心肺蘇生法などの応急処置の習得や、防災訓練などを通じて、災害時に適切に対応できるように、知識の向上を図っていきます。	学校教育課

基本施策3 子どもを犯罪などから守るための活動の推進

子どもたちが犯罪に巻き込まれることのないよう、家庭、学校、地域、関係機関が連携した防犯活動を推進するとともに、防犯意識の高揚に努めていきます。また、定期的な自主防犯パトロールを実施し、犯罪の未然防止に努めていきます。

主な取組	取組の内容	担当課
メディアリテラシー教育などの充実	インターネットからの有害性のある情報に関して啓発を行い、児童・生徒がインターネットからの情報を主体的に分別できる能力を養っていきます。	学校教育課
学校・家庭・地域の連携による安全管理の充実	各学校・園所で作成している危機管理マニュアルに基づき、施設での防犯体制を強化するとともに、防犯設備の充実、登下校時の見回りなど地域と連携を取りながら安全管理の充実を図っていきます。	幼児教育課 学校教育課
地域ボランティア活動の充実	地域ボランティアを募ることにより、継続的な活動と充実を図り、不審者、変質者などの抑止に努めていきます。	学校教育課
犯罪に対する連絡体制の充実	揖龍少年育成センターを中心に青少年健全育成協議会、警察、行政などの連携をさらに深め、子どもが関係する事件、事故、不審者等の情報を共有できる体制を充実します。	社会教育課
地域における防犯体制の充実	地域における連携と活動を充実させていくとともに、防犯活動のリーダー役となる「地域安全まちづくり推進員」の確保に努めていきます。	危機管理課
自主防犯意識を高める取組	市広報誌や警察署からの出前講座、たつの防災防犯ネットなどを通じて防犯意識の高揚に努めていきます。	危機管理課
被害にあった子どもへの支援体制	被害にあった子どもに対して、速やかにカウンセリングなどを行えるケア体制の充実を努めていきます。	学校教育課

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定することとされています。

本市においては、保護者の就労の関係等により小学校区や中学校区を超えた利用もあることや人口規模などを踏まえ、市全域を一つの区域として設定します。

2 「量の見込み」と「確保方策」を検討する項目

本計画において量の見込み、確保の方策等を設定する事業は、下記のとおりです。

区 分			対象者 対象年齢	内 容
教育・保育	(1)	1号認定	3～5歳	保育の必要性がなく、教育ニーズがある認定区分（認定こども園、幼稚園）
	(2)	2号認定	3～5歳	保育の必要性がある認定区分（認定こども園、保育所）
	(3)	3号認定	0～2歳	保育の必要性がある認定区分（認定こども園、保育所、地域型保育事業）
地域子ども・子育て支援事業	(1)	時間外保育事業（延長保育事業）	0～5歳	保育所等の開所時間を超えて保育を行う事業
	(2)	一時預かり事業 ①認定こども園における在園児を対象とした一時預かり ②その他の一時預かり ※子育て援助活動支援事業を含む	① 3～5歳 ② 0～5歳	①認定こども園における在園児（3～5歳児）を対象とした一時預かり事業 ②上記以外の児童（0～5歳児）を対象とした、保育所等における一時預かり事業（保護者の疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消などの理由で、一時的に保育する事業）
	(3)	病後児保育事業	生後6か月～ 小学6年生	病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師等がいる専用施設内等で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業
	(4)	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	乳幼児及びその保護者	親子が交流するための事業を実施し、子育てについての相談や情報提供などの支援を行う事業
	(5)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0歳～ 小学6年生	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業
	(6)	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	0～18歳	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業

区 分			対象者 対象年齢	内 容
地域子ども・子育て支援事業	(7)	利用者支援事業	乳幼児の 保護者等	子どもやその保護者、又は妊娠している方が、幼児教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるような必要な支援を行う事業
	(8)	妊婦健康診査事業	妊婦	妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業
	(9)	乳児家庭全戸訪問事業	生後2か月 までの乳児	生後2か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、母子・健康推進委員や保健師が訪問し、心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行う事業
	(10)	養育支援訪問事業	養育上の問題を 抱え、育児相談等 の支援が必要な 家庭	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業
	(11)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学1年生 ～6年生	就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業
	(12)	実費徴収に係る補足給付 を行う事業	※量の見込みの算出等はない	
	(13)	多様な主体が本制度に 参入することを促進する ための事業	※量の見込みの算出等はない	

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の整備

〔1〕量の見込みの設定について

子ども・子育て支援法及び国の基本指針に基づき、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望、児童数の推移等を踏まえ「量の見込み」を定め、その確保方策と実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保方策（実施箇所数）及び実施時期は次のとおりです。

〔２〕教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健全やかな成長のために適した環境を与え、その心身の成長に寄与することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施するものです。

また、認定こども園は、幼稚園・保育所の両方の機能を備えながら、就学前の教育と保育・子育て支援サービスを総合的に提供していくものです。

【現状】

		2019年度（令和元年度）４月１日現在			
		１号認定	２号認定	３号認定	
		３歳以上	３歳以上 （保育が必要）	１・２歳	０歳
児童数		1,904人		1,110人	469人
在籍数		533人	1,263人	573人	58人
充足率		94.3%		51.6%	12.3%
定員	幼稚園	153人	－		
	認可保育所	－	760人		
	認定こども園	357人	1,170人		

【今後の方向性】

幼児教育・保育の無償化に伴い母親の就労意向等による保育ニーズの拡大に対応するため、保育所・認定こども園における定員増や弾力的運用による受入等を引き続き図ります。

利用者数について、１号認定の子どもは児童数が減少することからゆるやかに減少することが予想されます。

２号認定の子どもについては、保育ニーズの増加と児童数全体の減少と比較して、児童数全体の減少が上回ることから、緩やかに減少していくと見込んでいます。

また、３号認定の子どもについては、同様の保育ニーズの増加と児童数全体の減少と比較して、保育ニーズの増加が上回ることから緩やかに増加していくと見込んでいます。

① 認定こども園、幼稚園（1号認定）

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み (1号認定) ①	545人	590人	545人	525人	490人
実施箇所数 (確保方策)	22か所	23か所	20か所	19か所	19か所
提供量 ②	573人	618人	565人	535人	530人
過不足 (②－①)	28人	28人	20人	10人	40人

② 認定こども園、保育所、地域型保育（3～5歳児：2号認定）

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み (2号認定) ①	1,296人	1,186人	1,174人	1,117人	1,103人
実施箇所数 (確保方策)	27か所	27か所	27か所	27か所	27か所
提供量 ②	1,311人	1,328人	1,322人	1,282人	1,282人
過不足 (②－①)	15人	142人	148人	165人	179人

③ 認定こども園、保育所、地域型保育（0～2歳児：3号認定）

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み (3号認定) ①	0歳児	64人	71人	72人	75人	78人
	1-2歳児	588人	603人	608人	616人	616人
実施箇所数 (確保方策)		27か所	27か所	27か所	27か所	27か所
提供量 ②	0歳児	148人	154人	153人	154人	154人
	1-2歳児	588人	610人	610人	616人	616人
過不足 (②－①)	0歳児	84人	83人	81人	79人	76人
	1-2歳児	0人	7人	2人	0人	0人

〔3〕地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

① 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状】

2019年度（令和元年度）における時間外保育事業の見込み利用者は、530人となっています。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度) (見込み)
実施箇所数(か所)	26	26	26	26	27
第1期計画値(人)	665	664	652	651	641
利用者数(人)	440	504	593	531	530
対計画比率(%)	66.2	75.9	91.0	81.6	82.6

【今後の方向性】

認可保育所・認定こども園の保育認定児の在園児について、保護者の就労等で一定のニーズが見込まれますが、今後の就園児童数全体が、減少に転じていくことから利用者数についても緩やかに減少していくと見込んでいます。

また、18時台の保育終了時間希望の保護者には、幼児教育・保育の無償化に伴う影響を注視しながら私立園に加えて公立園（各地区の代表園）においても時間外保育で対応するよう検討を行っていきます。

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み(人)	553	541	524	529	512
実施箇所数(か所)	27	27	27	27	27
提供量(人)	553	541	524	529	512
過不足 (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

② 一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【現状】

2019年度（令和元年度）の実績見込みは、2,600人日となっています。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度) (見込み)
実施箇所数 (か所)	14	16	18	14	17
第1期計画値	23,240	23,270	16,766	4,315	4,253
幼稚園型 (人日)	20,242	20,283	13,833	1,391	1,371
1号認定による利用	2,742	2,783	2,083	1,391	1,371
2号認定による利用	17,500	17,500	11,750	0	0
幼稚園型以外	2,998	2,987	2,933	2,924	2,882
利用者数 (人日)	14,736	13,578	11,468	2,638	2,600
対計画比率 (%)	63.4	58.3	68.4	61.1	61.1



【今後の方向性】

認定こども園の在園児を対象とした一時預かり事業（幼稚園型）や、在宅児を対象とした保育所等の一時預かり事業（一般型）について、一定のニーズが見込まれるため、既存の保育所・認定こども園の供給体制から対応していくものです。

◎幼稚園型

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み（人） 1号認定による利用	2,100	2,150	2,150	2,150	2,150
実施箇所数（か所）	18	19	19	19	19
提供量（人）	2,100	2,150	2,150	2,150	2,150
過不足 (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

◎幼稚園型以外

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み（人）	500	500	500	500	500
実施箇所数（か所）	5	5	5	5	5
提供量（人）	641	631	631	646	661
過不足 (提供量－量の見込み)	141	131	131	146	161



③ 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

たつの市または宍粟市・佐用町・上郡町に在住の幼稚園・保育所・認定こども園・小学校に通う生後6か月から小学校6年生までの児童を対象に引き続き市内1か所で病後児保育を実施していきます。

【現状】

2019年度（令和元年度）の実績見込みは、85人日となっています。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度) (見込み)
実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1
第1期計画値(人)	298	297	293	146	145
利用者数(人)	39	86	77	79	85
対計画比率(%)	13.0	29.0	26.3	54.1	58.6

【今後の方向性】

病後児保育事業として一定のニーズが見込まれるため、引き続き市内1か所において事業を実施し、自園の利用者以外の利用についての促進を図っていきます。

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み(人)	100	100	100	100	100
実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1
提供量(人)	100	100	100	100	100
過不足 (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

④ 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

市内6か所で実施しています。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度) (見込み)
実施箇所数(か所)	6	6	6	6	6
第1期計画値(人日)	51,961	51,036	50,438	49,894	49,296
利用者数(親子・人日)	48,825	47,881	55,382	47,180	41,456
対計画比率(%)	94.0	93.8	109.8	94.6	84.1

【今後の方向性】

親子が気軽に集い交流を図るとともに、子育てに対する不安や悩みを相談できる身近な場所として、引き続き事業の充実に努めていきます。

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み(人日)	24,960	24,461	23,971	23,492	23,022
実施箇所数(か所)	6	6	6	6	6
提供量(人日)	24,960	24,461	23,971	23,492	23,022
過不足 (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

⑤ ファミリー・サポート・センター事業（就学児童のみ）

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

【現状】

2018年度（平成30年度）末の会員数は、提供会員157人、依頼会員411人、両方会員68人となっています。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度) (見込み)
第1期計画値(人)	154	148	146	145	146
利用者数 (人)	116	134	109	109	130
対計画比率 (%)	75.3	90.5	74.7	75.1	89.0

【今後の方向性】

支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、引き続き提供会員の確保に努めていきます。

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み(人日)	476	467	457	448	439
提供量 (人日)	476	467	457	448	439
過不足 (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

⑥ 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等で必要な保護を行う事業です。

【現状】

2017年度（平成29年度）に「子育て応援センターすくすく」を開設して相談体制を充実し、関係機関と連携する中で利用は増加傾向にあります。乳児院2か所、児童養護施設6か所と契約して実施しています。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度) (見込み)
実施箇所数(か所)	3	3	3	3	8
第1期計画値(人日)	127	127	124	124	122
利用者数 (人日)	0	1	13	30	40
対計画比率 (%)	0	0.8	10.2	24.2	32.8

【今後の方向性】

養育困難な家庭の支援を行う制度のため、限られたニーズに対応することになりますが、引き続き受け入れ態勢の充実に努めます。

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み(人日)	52	52	52	52	52
実施箇所数(か所)	8	8	8	8	8
提供量 (人日)	52	52	52	52	52
過不足 (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

⑦ 利用者支援事業

【事業概要】

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うため「子育て応援センターすくすく」において、母子保健型と基本型を一体的に実施していましたが、2019年（平成31年）4月から、母子保健型は健康課内に新設した「母子健康支援センターはつらつ」で実施することとし、それぞれの機能強化を図っています。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度) (見込み)
第1期計画値(か所)	1	1	1	2	2
実施箇所数(か所)	1	1	1	2	2
対計画比率(%)	100	100	100	100	100

【今後の方向性】

妊娠期から子育て期までの多様なニーズに対して総合的な相談や継続的な支援を提供し、切れ目ない支援体制の充実を図ります。

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み(か所)	2	2	2	2	2
実施箇所数(か所)	2	2	2	2	2
過不足 (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

⑧ 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として ①健康状態の把握 ②検査計測 ③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

市が費用の一部を助成しています。

【現状】

2019年度（令和元年度）の助成人数（見込み）は、703人となっています。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度) (見込み)
第1期計画値(延べ)	1,022	1,009	994	987	970
助成人数 (延べ)	943	926	977	733	703
対計画比率 (%)	92.3	91.8	98.3	74.3	72.5

【今後の方向性】

今後も引き続き、妊娠期間中を健やかに過ごし安全に出産を迎えていただくために、母子健康手帳交付時に「妊婦健康診査助成券」を配布し、妊婦健康診査費用の一部（14回分）と、子宮頸がん検診費用を助成していきます。

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の 見 込 み	助成券交付 者数（人）	516	497	481	473	466
	助成回数 (延べ回数)	6,357	6,123	5,926	5,827	5,741
確保方策		実施場所：産婦人科等 検査項目：健康状態の把握、検査計測、保健指導、血液検査、子宮頸がん検診、B群溶連菌検査、超音波検査				

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後2か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

たつの市母子・健康推進委員会に委託しています。

【現状】

2019年度（令和元年度）の訪問数（見込み）は、460人となっています。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度) (見込み)
第1期計画値(人)	612	605	597	593	584
訪問数 (人)	550	526	500	486	460
対計画比率 (%)	89.9	86.9	83.8	82.0	78.8

【今後の方向性】

少子化・核家族化により孤立し、保護者が不安に陥らないよう、また安心して地域の中で子育てができるよう、地区の母子・健康推進委員や保健師等が、必要な支援及び助言を行うために、引き続き全戸訪問に努めていきます。

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み 訪問数 (人)	447	428	413	405	398
確保方策	実施機関：健康課 委託機関：たつの市母子・健康推進委員会				

⑩ 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が、特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状】

2019年度（令和元年度）の訪問数（見込み）は、70人となっています。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度) (見込み)
第1期計画値(人)	68	67	66	70	70
訪問数 (人)	83	76	96	70	70
対計画比率 (%)	131.7	113.4	145.5	100	100

【今後の方向性】

妊娠中から支援の必要な妊婦をフォローしていくことで、家庭状況を把握し、出産後早期から適切な養育ができるよう助言、指導していきます。また、相談支援については、職員の支援技術のスキルアップを図り、妊娠、出産、子育てにおける切れ目ない支援を充実させていきます。

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み 訪問数 (人)	68	66	63	62	61
確保方策	実施機関：健康課 実施体制：保健師・助産師				

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、放課後児童支援員のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

2015年度（平成27年度）以降、対象を小学6年生まで拡大、市立全小学校区での開設、開所時間の延長を行い、利用者は年々増加しています。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度) (見込み)
実施箇所数(か所)	19	19	20	20	20
第1期計画値(人)	639	635	636	636	636
利用者数(人)	539	598	670	716	735
対計画比率(%)	84.4	94.2	105.3	112.6	115.6

【今後の方向性】

適正な保育環境を維持し、適切な遊びと生活の場の確保に引き続き努めます。

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み(人)	750	760	770	760	760
1年生	233	236	239	236	236
2年生	225	228	231	228	228
3年生	158	160	162	160	160
4年生	82	83	85	83	83
5年生	37	38	38	38	38
6年生	15	15	15	15	15
実施箇所数(か所)	20	20	20	20	20
提供量(人)	965	965	965	965	965
過不足 (提供量－量の見込み)	215	205	195	205	205

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

教育・保育施設などの利用者負担額については、市の条例や規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されており、日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、補助を行う事業です。

【現状】

2019年度（令和元年度）の実績見込みは、5人となっています。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度) (見込み)
利用者数 (人)	5	6	3	5	5

【今後の方向性】

低所得者の負担軽減を図るため、引き続き事業実施を行います。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほかに、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行います。

- 1) 新規参入施設等への巡回支援
- 2) 私立認定こども園特別支援教育・保育経費

【今後の方向性】

事業メニューの1つである私立認定こども園の特別支援教育・保育経費（1号認定限定）に対する加配保育教諭の人件費一部補助について対応します。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて進行状況の把握、確認を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

2 計画推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、さまざまな分野にわたるため、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体と適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子ども・子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。



1 計画の策定経過

年月日	会議等	議事内容等
2019年（平成31年） 1月16日～ 1月25日	たつの市子育て支援に関する アンケート調査の実施	○市内在住の就学前及び小学校1～3年生 のお子さんのおられる家庭を対象に調査 を実施 ※調査結果等は第2章-3を参照
2月13日	第14回 たつの市子ども・子育て会議	○たつの市子ども・子育て支援事業計画の 進捗状況について ○子ども・子育て支援事業計画策定に係る ニーズ調査について
（令和元年） 7月5日	第15回 たつの市子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画策定に係る ニーズ調査結果の報告 ○たつの市子ども・子育て支援事業計画の 進捗状況について ○令和元年度保育所・幼稚園・認定こども 園入所状況について
10月24日	第16回 たつの市子ども・子育て会議	○第2期たつの市子ども・子育て支援事業 計画（素案）の検討 ○第2期計画における教育・保育、地域子 ども・子育て支援事業の量の見込み及び 確保方策の検討
11月29日	第17回 たつの市子ども・子育て会議	○第2期たつの市子ども・子育て支援事業 計画第4章（案）の検討

2 たつの市子ども・子育て会議委員名簿

(令和元年 10 月 23 日現在：敬称略)

区 分	氏 名	所属及び役職
子どもの保護者	原 田 卓 征	たつの市 P T A 協議会会長
	武 内 夕佳利	たつの市保育所（園）認定こども園連合保護者会会長
	隈 元 紀 子	たつの市中央児童館 母親クラブ会長
	小 林 真 由	公募委員
	井 上 良 子	公募委員
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	堀 正 昭	たつの市保育協会（認定こども園代表）
	北 川 和 恵	たつの市保育協会（公立保育所代表）
	長谷川 育 子	たつの市保育協会（民間保育所代表）
	溝 口 佳 子	たつの市立幼稚園・こども園教育研究会 会長
	高 見 範 昭	たつの市小中学校長会 代表
	井 川 進	たつの市社会福祉協議会 会長
子ども・子育て支援に関し学識経験がある者	三 木 澄 代	関西福祉大学 教育学部 准教授
	谷 重 由美子	NPO 法人 神戸コダーイ芸術教育研究所 専任講師
その他市長が必要と認める者	清 原 寿 彦	たつの市商工会 事務局長
	八 木 次 朗	たつの市・揖保郡医師会 理事
	高 部 香	たつの市民生委員児童委員連合会 主任児童委員
	田 中 徳 光	たつの市教育委員会事務局 教育管理部長
	富 井 俊 則	たつの市教育委員会事務局 教育事業部長
	富 井 静 也	たつの市健康福祉部長

3 たつの市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日条例第15号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、たつの市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（会議招集の特例）

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画

2020年（令和2年）3月

発行 たつの市健康福祉部児童福祉課

〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

TEL : 0791-64-3131（代表） FAX : 0791-63-0863

